

令和３年度
第２回名寄市保健医療福祉推進協議会議案書

日時 令和３年１２月２日（木）１６時００分～

場所 名寄市役所名寄庁舎 ４階大会議室

１ 開会

２ 会長挨拶

３ 議事

協議第１号 第３期名寄市地域福祉計画（案）について

４ その他

- ・ こどもの遊び場整備事業について
- ・ 医療介護連携情報共有ＩＣＴ事業について

５ 閉会

※協議会終了後、名寄市長に答申します。

第3期名寄市地域福祉計画(案)

はっぴ〜コミュニティ2022



令和4年3月
名寄市

「はっぴ〜コミュニティ 2022」とは

すべての人の幸せを願うノーマライゼーション社会の構築は、地域交流や支え合い（コミュニティ）から始まるという意味をこめるとともに、2011 年公開の名寄市が舞台となった映画「星守る犬」に登場した名犬ハッピーの名前から名付けました。

表紙は、平成 27 年 3 月 23 日に施行されました「名寄市みんなを結ぶ手話条例」にちなみ、手話をしている「名寄市観光キャラクター なよろう」（中央）などを使用しています。



はじめに



名寄市長 加藤 剛 士

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1－1 計画策定の趣旨	1
1－2 計画の位置づけ	2
1－3 計画の期間	3
1－4 計画の策定経過	4
第2章 地域を取り巻く現状	6
2－1 名寄市の特性	6
2－2 人口の状況	10
2－3 対象者別にみた地域福祉の状況	12
第3章 第2期名寄市地域福祉計画の取組状況	16
基本目標1「地域福祉の担い手づくり」	
に関する取組と課題	16
基本目標2「みんなで参加する支援のネットワークづくり」	
に関する取組と課題	17
基本目標3「安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり」	
に関する取組と課題	18
基本目標4「安心して生活できるまちづくり」	
に関する取組と課題	19
第4章 アンケート調査の結果	20
(1) アンケート調査の概要	20
(2) アンケート調査の結果について	20
第5章 計画策定にあたっての重点課題	25

第6章 地域福祉の推進に向けて	26
6－1 基本目標	26
6－2 計画の体系	27
6－3 主要施策	28
(Ⅰ) 地域福祉の推進	28
(Ⅱ) 健康の保持増進	30
(Ⅲ) 子育て支援の推進	31
(Ⅳ) 高齢者施策の推進	32
(Ⅴ) 障がい者福祉の推進	33
第7章 計画の推進のために	35
7－1 市民・事業者・行政の協働による計画の推進	35
7－2 計画の進行管理	37
資料編	38
資料1 アンケート調査	39
資料2 名寄市総合計画との関連性	56
資料3 名寄市保健医療福祉推進協議会	58

第 1 章 計画策定にあたって

1－1 計画策定の趣旨

本市では、平成 24 年策定の「第 1 期名寄市地域福祉計画」以来、計画の基本理念である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」に向け、様々な取組を進めてきました。

少子高齢化による急激な人口減少や価値観の多様化、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化などを背景とした社会的孤立、社会保障サービスの需要の増大など、地域福祉をめぐる諸課題は複合化・複雑化・深刻化してきています。

また、国においては、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 30 年 4 月施行）」や「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）」「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月施行）」など、地域福祉との一体的な展開が求められる「地域共生社会」の実現に向けた動きが活発になってきています。

これまで、市町村では、健康・子ども・高齢者・障がい者といった分野別の計画が作られてきましたが、支援を必要とする人が、分野に関係なく必要なサービスを利用しながら自立した生活ができるよう個々の状況や状態に応じた施策が今まで以上に重要となります。

これまでの取組の成果と課題を検証し、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担いつつ、ともに手を携えて協働し、さらなる福祉のまちづくりを推進していくため「第 3 期名寄市地域福祉計画」を策定します。

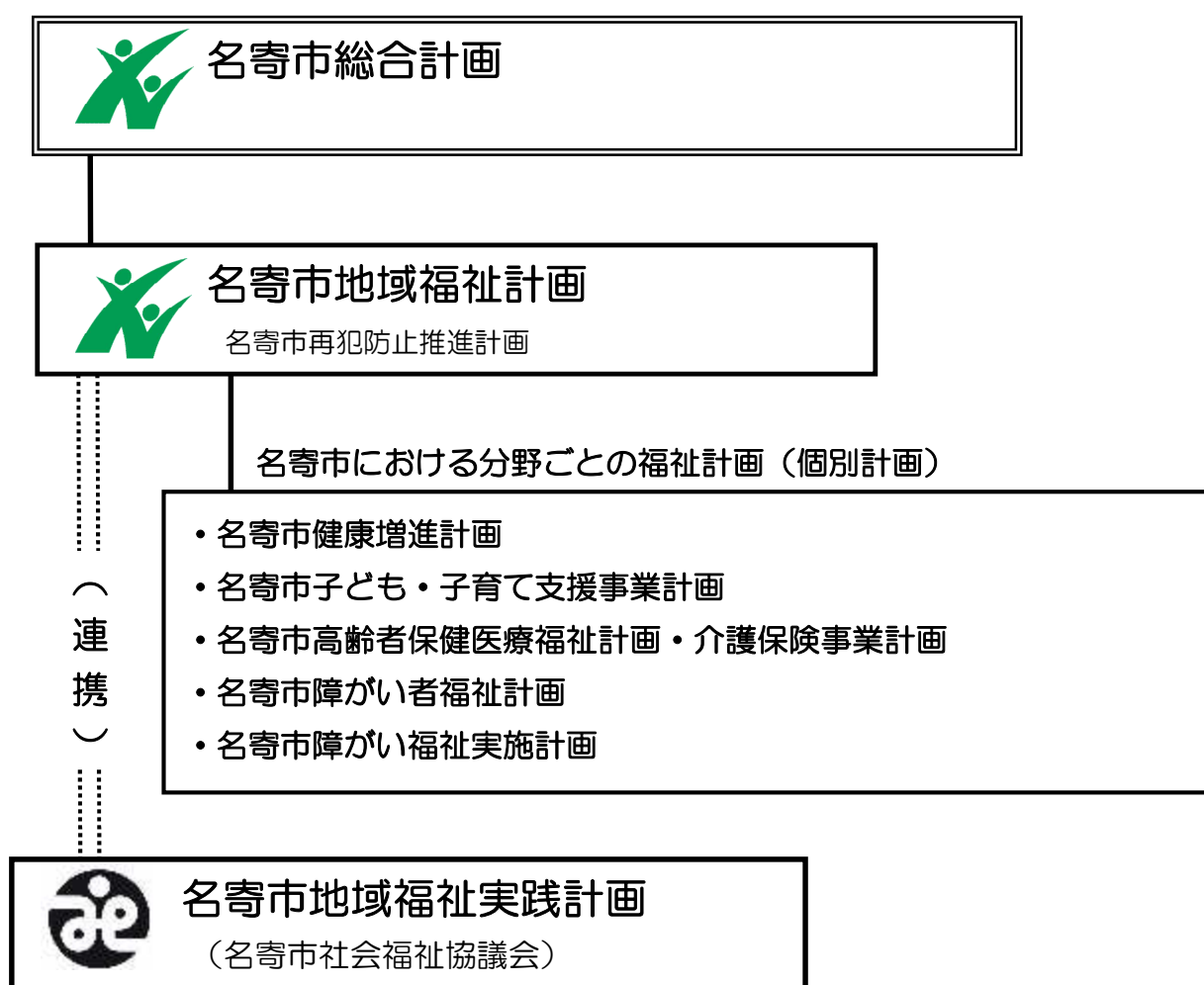


1-2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、「名寄市総合計画」を最上位計画として地域福祉を推進する計画であり、保健福祉分野における個別計画を地域において総合的に推進するための計画です。それぞれの分野ごとの施策、達成目標などについては、各個別計画において位置づけ推進するものとします。

なお、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月施行）に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

また、本計画は、名寄市社会福祉協議会※¹が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「名寄市地域福祉実践計画」と両輪で地域福祉を推進していくものです。



※¹ 社会福祉協議会：昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、都道府県、市区町村単位に一つずつ設置されています。

社会福祉協議会は、地域住民のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

■社会福祉法（令和2年6月12日法律第52号）の抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

1－3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するために、必要に応じて計画の見直しを図ります。

■各計画の名称及び期間

計画の名称	計画期間	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
名寄市総合計画（第2次）	H29～R8										
第3期名寄市地域福祉計画	R4～R8										
名寄市健康増進計画 「健康なよろ21（第2次）」	H25～R5										
第2期 名寄市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6										
第8期名寄市高齢者保健医療福祉計画 ・介護保険事業計画	R3～R5										
第3次名寄市障がい者福祉計画	H30～R9										
第6期名寄市障がい福祉実施計画	R3～R5										
第4期名寄市地域福祉実践計画 ※	H29～R4										

※「第4期名寄市地域福祉実践計画」は、名寄市社会福祉協議会が策定する計画です。

1－4 計画の策定経過

(1) 地域福祉計画策定に係る諮問

令和3年5月11日、「名寄市保健医療福祉推進協議会」において、第3期名寄市地域福祉計画の策定について市長より諮問を行いました。

名寄市保健医療福祉推進協議会

1 位置づけ

市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化と総合的な施策の推進を目的とする組織

2 協議事項

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関する事
- (2) 健康福祉部が所管する各計画の策定に関する事
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関する事

3 組織

保健関係者・医療関係者・福祉関係者 15名

(2) 名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会の設置

令和3年7月7日、本計画案を策定するため地域住民、各種団体、関係機関、学識経験者等12名で構成する名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会を設置しました。

この地域福祉部会において市民アンケート調査を実施するなど、市民意見を整理し、名寄市長に答申する本計画案を作成しました。

名寄市保健医療福祉推進協議会 地域福祉部会

1 位置づけ

住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりに必要な、健康づくりや福祉環境の整備を進めるための「名寄市地域福祉計画」策定に向けた組織

2 協議事項

- (1) 名寄市における健康づくりや福祉サービスの推進に関する事
- (2) 地域福祉活動への住民参加促進に関する事
- (3) 名寄市地域福祉計画策定に関する事

3 組織

福祉に関する事業等に従事する者、福祉に関する活動を行う者、町内会連合会、民生委員児童委員連絡協議会、保健推進委員、名寄市立大学、学識経験者、一般公募者 12名

（３）市民アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、地域福祉に関する市民の意見や関わり方を計画に反映させるための基礎資料として、令和３年７月２１日～８月１０日の期間で市民アンケート調査（地域福祉に関するアンケート）を実施しました。

名寄市に住民票を有する方の中から、地域別・年代別・男女別に無作為抽出方式にて２,０００人の市民へアンケート（無記名方式）を送付しました。

郵送配布・郵送回収方式を採用し、８４０通（回収率４０.２％）の回答がありました。

（４）パブリック・コメントの実施

計画を策定するにあたり、広く市民の意見をいただくため、名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会において策定し答申を受けた本計画案について、令和 年 月 日～ 月 日の期間でパブリック・コメント※１を実施しました。



※１パブリック・コメント：公的な機関が、計画や条例などを制定しようとする時に、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きのこと。

第2章 地域を取り巻く現状

2-1 名寄市の特性

(1) 位置・気候

名寄市は、北北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川の恵みと豊かな自然にあふれた環境にあり、農業を基幹産業として発展してきた地域です。明治中期頃より、鉄道や道路網の整備が始まり交通の要所となっていたことから、北北海道の流通中心地として発展してきました。

気候は内陸部に属していることから、夏冬の寒暖差が60℃以上と大きく、厳寒期には零下30℃になることもあります。降雪量は、平均積雪深で120センチ前後となっています。

(2) 歴史

名寄市は、平成18年3月、旧風連町と旧名寄市の合併により新「名寄市」として誕生し、双方が築いた歴史や伝統が受け継がれています。日本一を誇るもち米生産団地、夏のひまわり畑、星空観賞のきたすばる天文台、冬の雪質日本一フェスティバル、名寄市立大学など地域資源を活用したまちづくりを進めています。

本市の保健・医療分野の歴史を顧みると、昭和12年に名寄町立社会病院（現名寄市立総合病院）、昭和19年に名寄保健所、昭和24年に風連村国民健康保険組合病院（現名寄市風連国民健康保険診療所）、昭和27年に国立名寄療養所（現名寄東病院）が開設され道北地域の中核都市として整備が進められてきました。

また、福祉分野においては、昭和30年に公立保育所である名寄保育所（現名寄市西保育所）が開所して以来、各地域で保育所設置が進められ、平成11年からは親子で遊べる場所として子育て支援センターが整備されました。昭和38年に制定された「老人福祉法」のもと、昭和48年には特別養護老人ホーム清峰園が開設し、風連地区では昭和63年に特別養護老人ホームしらかばハイツが、平成9年に軽費老人ホーム（ケアハウス）がそれぞれ開設されました。昭和63年には母子保健、成人病予防、老人保健の総合施設として名寄市保健センターが開設され、平成8年には高齢者の健康保持と生きがいづくり、ボランティア活動の拠点、心身障がい児の療育機能などを兼ね備えた総合的施設として名寄市総合福祉センターが開設されるなど、福祉分野における施設整備が進められてきました。

(3) 第1期地域福祉計画以降の状況

①地域福祉分野

「地域福祉」の分野については、平成27年11月から冬期暖房用灯油の購入により生活費に大きな影響を受ける世帯を対象に、生活条件の改善を図るため、暖房用灯油の一部を支援する名寄市福祉灯油支援事業に取り組んでいます。

平成27年4月からは、生活に支援が必要な方を対象とした「生活困窮者自立支援制度」が始まり、名寄市社会福祉協議会と連携して、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業を実施しています。また、平成29年度からは、生活困窮世帯への支援として「子どもの学習支援事業」や令和3年度からは就労に向けた基礎能力の習得や就労機会の提供を行う「就労準備支援事業」に取り組んでいます。

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症に伴う国の生活支援策として、特別定額給付金や緊急小口資金・総合支援資金の特定貸付などを実施してきています。

②保健分野

「保健」の分野については、平成25年度に成人の風しん予防接種費用の一部助成に取り組み、平成27年度からは多様化・高度化する住民ニーズや健康課題を個人・世帯・地域全体から捉え、総合的な保健活動の展開を図るため「地区担当制」を導入しました。また、若いうちから自分の健康づくりに関心を持ち、自分にあった健康づくりを継続できるよう「なよろ健康マイレージ」に取り組んできました。

平成29年4月からは、少子化対策の一環として特定不妊治療費の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を開始し、平成30年4月からは「産婦健康診査・産後ケア事業」において、産後の心身ケアと育児サポートなどを行ってきています。

また、令和2年3月の子育て世代包括支援センター事業^{※1}の開始に伴い、妊娠期からの切れ目ない健康支援の強化を図り、同年4月からは新生児聴覚検査費用の一部助成を開始し、子どもが健やかに成長するための支援を充実してきています。

③子ども分野

「子ども」の分野については、平成18年10月に「認定こども園制度」が開始され、平成21年4月には、本市初の幼保連携型認定こども園が開園しました。

乳幼児等医療給付事業では、平成26年8月診療分から独自拡大を実施し、小学生までが保険医療機関において受診した医療費（令和2年10月診療分から小学生の通院分も拡大）を全額助成しており、子育て世代への支援を行ってきています。

平成27年4月からは、「子ども・子育て支援新制度」が開始され、「名寄市子ども・子育て支援

^{※1} 子育て世代包括支援センター事業：保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、支援プランの作成や連絡調整などを行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に行う取組。

事業計画」に基づき、幼稚園においても、施設型給付事業が開始されました。また、地域子ども・子育て支援事業が実施されました。

平成 27 年 10 月には、常設の子育て支援センター「ひまわりらんど」を市内中心部に開設し、平成 28 年 4 月から「乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業」、同年 10 月からは、「ファミリー・サポート・センター事業^{※1}」を開始し、子育て支援の推進を図ってきています。平成 29 年 4 月から子育て家庭を応援する事業を実施している団体を支援する「子育て支援活動助成事業」や待機児童解消対策として「待機児童解消緊急対策事業」「認可保育施設等への移行支援事業」を実施してきました。

また、平成 31 年 4 月から「子ども家庭総合支援拠点事業^{※2}」を開始し、児童等に対して必要な支援を行う拠点の整備をしたほか、令和 3 年 4 月からは保護者の急病や育児疲れの解消のため「子育て短期支援事業（ショーツステイ事業）」を開始しました。同年 12 月からは、季節や天候に関係なくのびのび遊べる屋内の遊び場を開設したほか、令和 5 年度中には老朽化が著しい南保育所の建替えが完了し、こども発達支援センターを併設した新たな施設が開所されることになっています。

④高齢福祉分野

「高齢福祉」の分野については、高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護サービス基盤の整備を進めてきました。介護基盤緊急整備等特別対策事業により、平成 23 年度に認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）と介護付小規模ケアハウス、平成 24 年度には、小規模多機能型居宅介護、平成 25 年度には認知症対応型通所介護を運営する市内民間事業者に対して補助金を交付し整備が行われてきました。平成 24 年度には家族介護用品支給事業の支給額を増額したほか、平成 27 年度からは、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）入所中の低所得者への居住費軽減の助成を行ってきています。

平成 26 年の介護保険法の改正により、地域支援事業の内容が見直され、「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）^{※3}」が地域の実情に合わせた形で実施されることとなり、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

また、平成 29 年度からは、高齢者が自主的に行う生きがい活動や健康づくり活動を支援する「地域介護予防活動支援事業」と認知症の人とその家族の介護負担軽減を図る場として「認知症カフェ」に取り組んでいます。

平成 30 年度からは、高齢者の生活支援等サービスの体制整備の推進を目的に、地域と行政を結び役割を持つ「生活支援コーディネーター^{※4}」を配置してきました。

※1 ファミリー・サポート・センター事業：子育てを地域で相互援助するお手伝いを行う事業。児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する取組。

※2 子ども家庭総合支援拠点事業：児童等に対する必要な支援を行うための拠点を整備し、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、調査・指導、関係機関との連絡調整を一体的に担う取組。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業：市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行う事業。

※4 生活支援コーディネーター：地域の支え合いに関する情報の収集・整備、地域の困りごとについて住民とともに考え、サービス情報を提供し、利用につなげるなど、地域と行政を結び役割を担う者。

⑤障がい福祉分野

「障がい福祉」の分野については、平成 25 年 4 月以降、「障害者総合支援法」「障害者優先調達推進法」「障害者差別解消法」が施行され、平成 27 年 3 月には「名寄市みんなを結ぶ手話条例」が制定されました。障がいに関する地域課題の解決に向けて話し合う名寄市障害者自立支援協議会では、相談や検討の体制充実と強化を図ってきています。

障がい者の相談支援をワンストップで総合的・専門的に行う基幹相談支援センター（愛称：ぽっけ）を設置し、令和 2 年 4 月からは「地域生活支援拠点等^{※1}」の取組を広域化し、近隣町村へ相談業務に関する技術的支援を行い、障がい者が地域生活をする上で必要な相談や支援ができる取組を行ってきています。

また、民間の事業所が、名寄市障害者グループホーム整備事業を活用したグループホームの設置が進んでおり、令和 3 年 10 月現在では、市内に 22 棟のグループホームが設置されています。



※1 地域生活支援拠点等：障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制。

2-2 人口の状況

(1) 人口の推移と推計

①人口の推移（平成 18 年～令和 3 年）

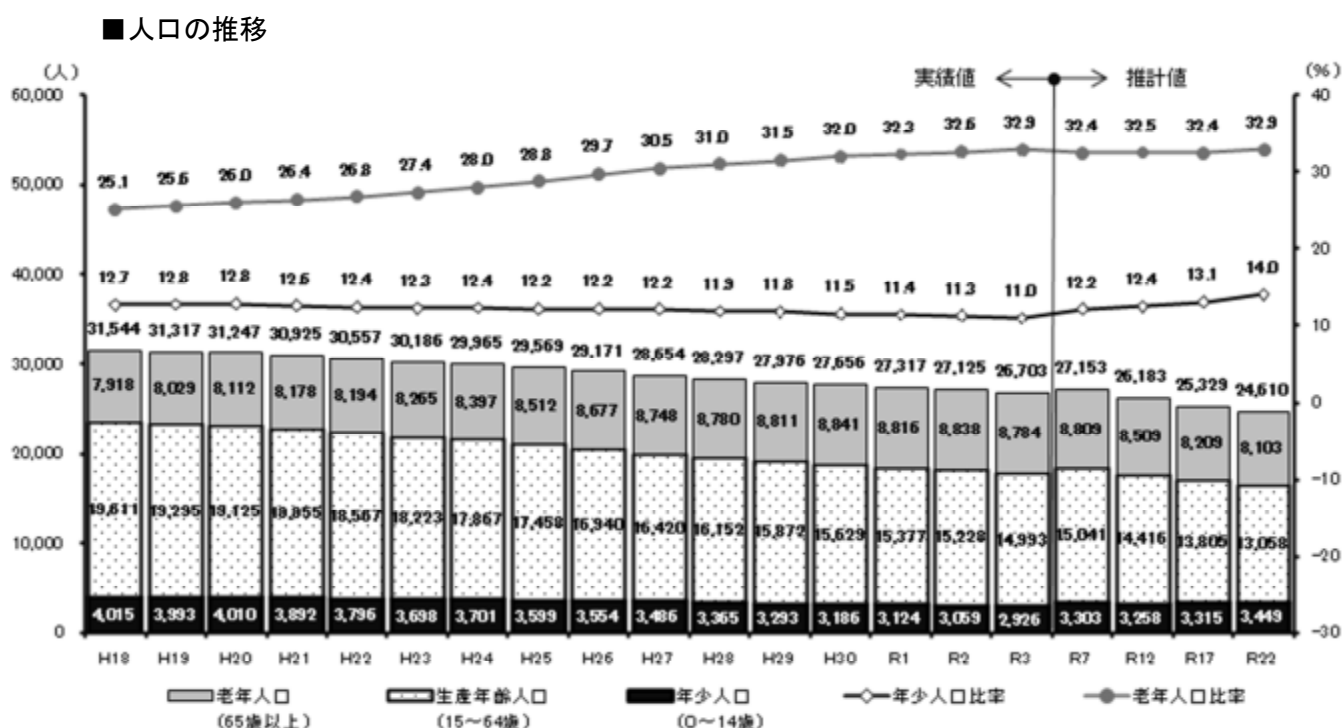
名寄市の総人口は、合併時の平成 18 年 10 月末には 31,544 人でしたが、年々減少し、平成 23 年から平成 24 年にかけて 3 万人を下回り、令和 3 年 10 月末現在では、26,703 人となっています。

しかしながら、65 歳以上の高齢者は年々増加傾向にあり、平成 18 年 10 月末には人口に占める 65 歳以上の老年（高齢者）人口の割合は 25.1%でしたが、令和 3 年 10 月末現在では 32.9%となっています。

②将来人口（令和 4 年～令和 22 年）

平成 27 年 10 月に策定の「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン※¹」が示した「名寄市の人口の将来展望」によりますと、25 年後（令和 22 年）の名寄市の人口は、年少人口と生産年齢人口の減少により、現在より 2,093 人近く減少する見込みとなっています。

65 歳以上の老年（高齢者）人口は、人口減とともに徐々に減少していきませんが、人口に占める割合は微増すると推計されています。

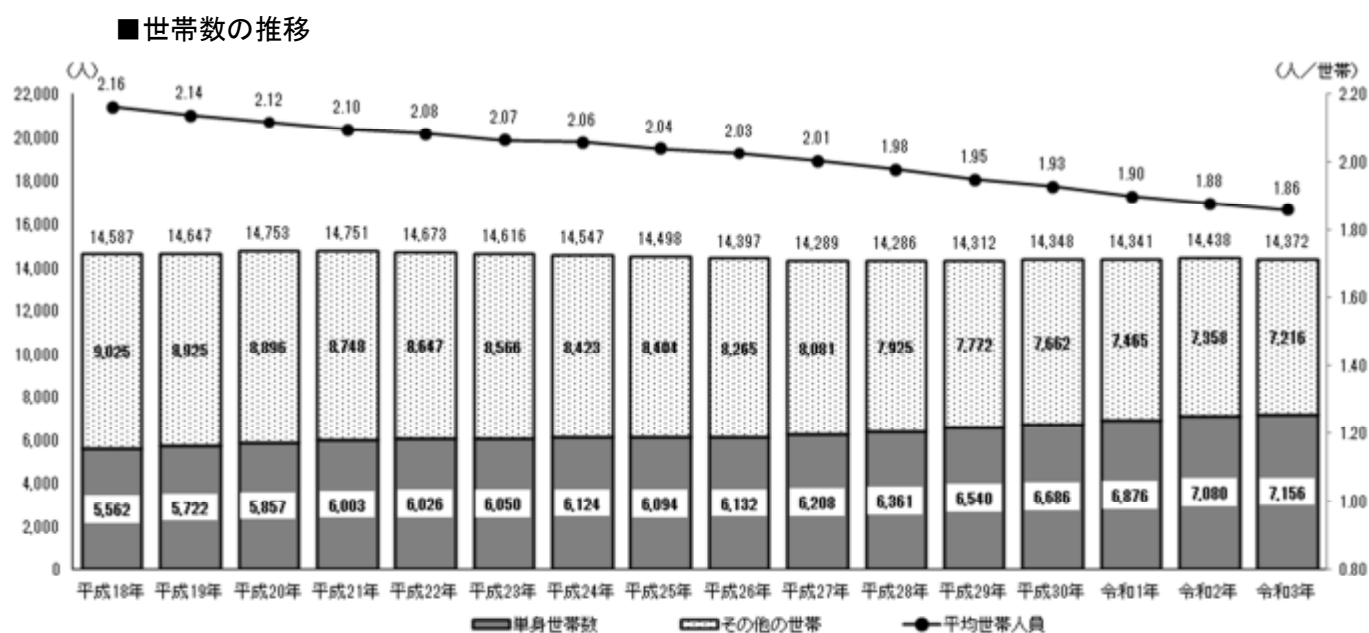


※¹ 名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン：本市人口動態の状況や地域特性などを整理、分析し、市民の意識を把握した上で、目指すべき将来の姿を展望するものです。

(2) 世帯数の推移

世帯総数は、平成20年までは微増で推移していましたが、その後減少傾向となり、平成29年からは横ばいとなっています。単身世帯数については、増加傾向にあります。

また、「1世帯当たりの人員」は年々減少を続けており、平成28年から2.00人を下回り、令和3年10月末現在では1.88人となっています。



資料 名寄市住民基本台帳（各年10月末現在）

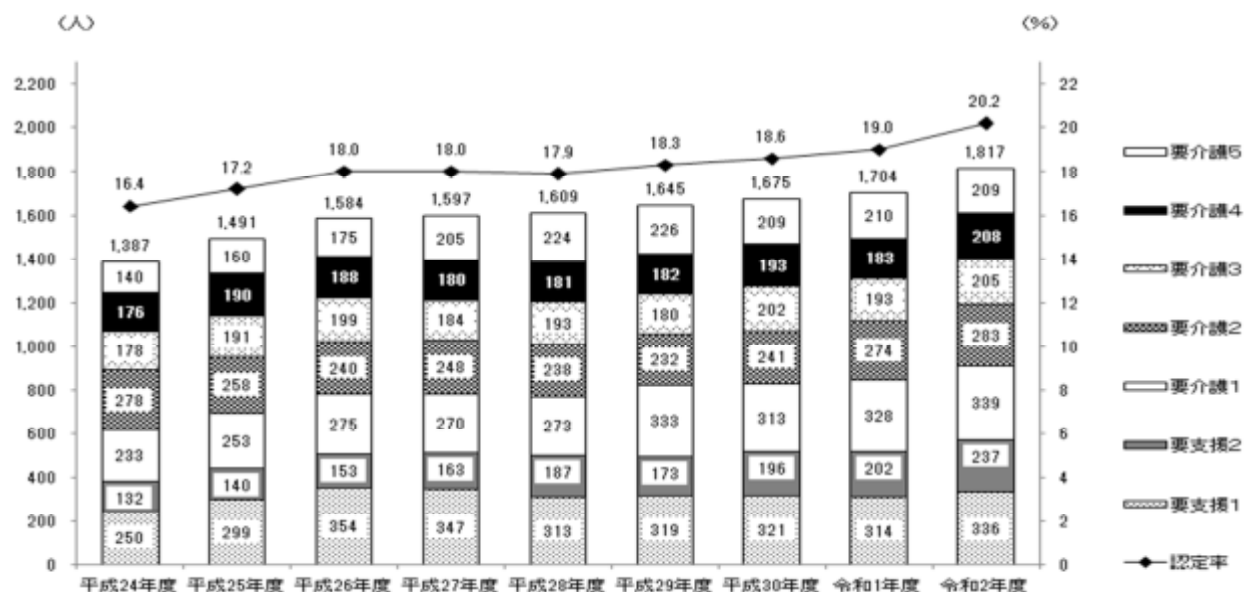


2-3 対象者別にみた地域福祉の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者は、年々増加を続けています。65歳以上人口に対する要介護（要支援）認定者数の割合は、令和2年度（令和3年3月末）は20.2%となっています。

■要介護（要支援）認定者数の推移



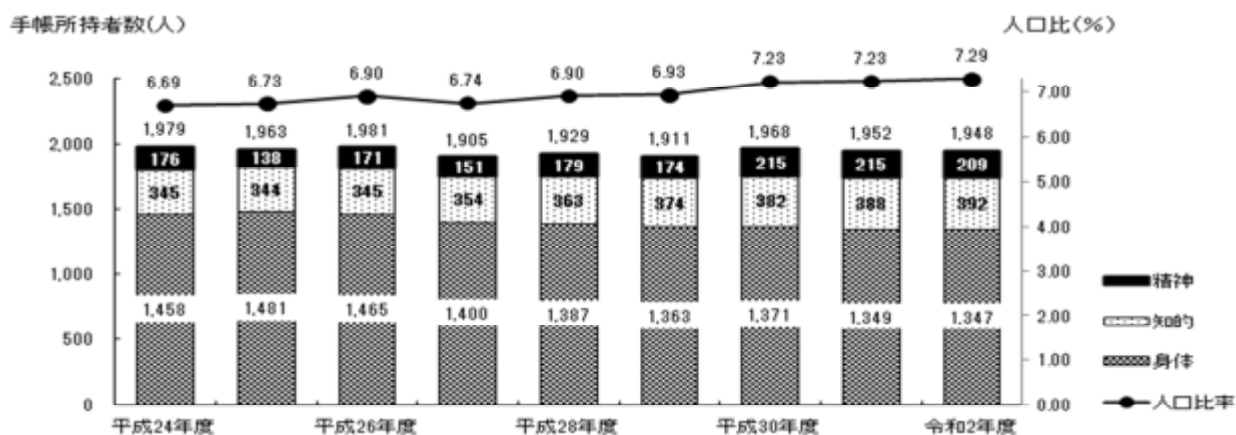
資料：名寄市健康福祉部「福祉サービス事業等の実績」（各年度末現在）

※認定率：介護保険第1号被保険者（65歳以上）の要介護（要支援）認定者数÷第1号被保険者数

(2) 障がい者手帳の所持者数の推移

障がい者手帳の所持者数は、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を合わせると1,900人台で推移していますが、名寄市の人口に占める割合は、人口減少に伴い徐々に増えてきています。

■各種障がい者手帳所持者数の推移



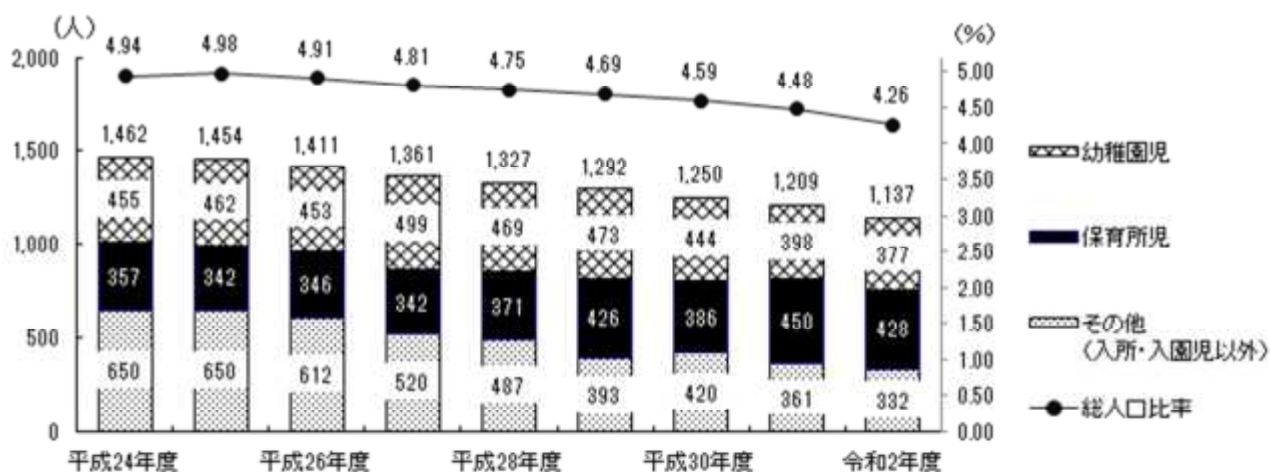
※重複障がいがあるため、実人数とは異なる。

資料：名寄市健康福祉部「福祉サービス事業等の実績」（各年度末現在）

(3) 就学前児童数の推移

就学前児童数及び名寄市の人口に占める割合は、年々減少傾向にあり、令和2年度（令和3年3月末）で1,137人、4.26%となっています。

■就学前児童数の推移

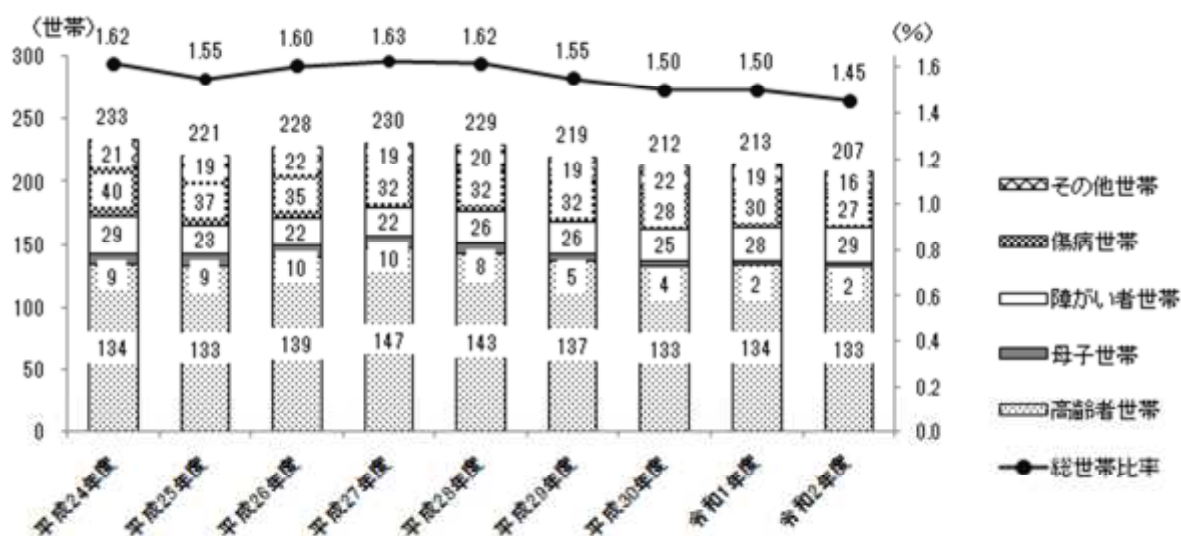


※保育所児数には認定こども園児数を含む。(各年度末現在)

(4) 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は、平成30年度以降210世帯前後で横ばいの状況です。類型別世帯状況は、「高齢者世帯」が最も多く、次いで「傷病世帯」、「障がい者世帯」となっています。総世帯数に占める割合も、1.5%前後で横ばいの状況です。令和3年3月末での名寄市の保護率（人口に占める被保護実人員）については、0.91%で、北海道全体の保護率2.98%を下回っている状況にあります。

■生活保護世帯数の推移



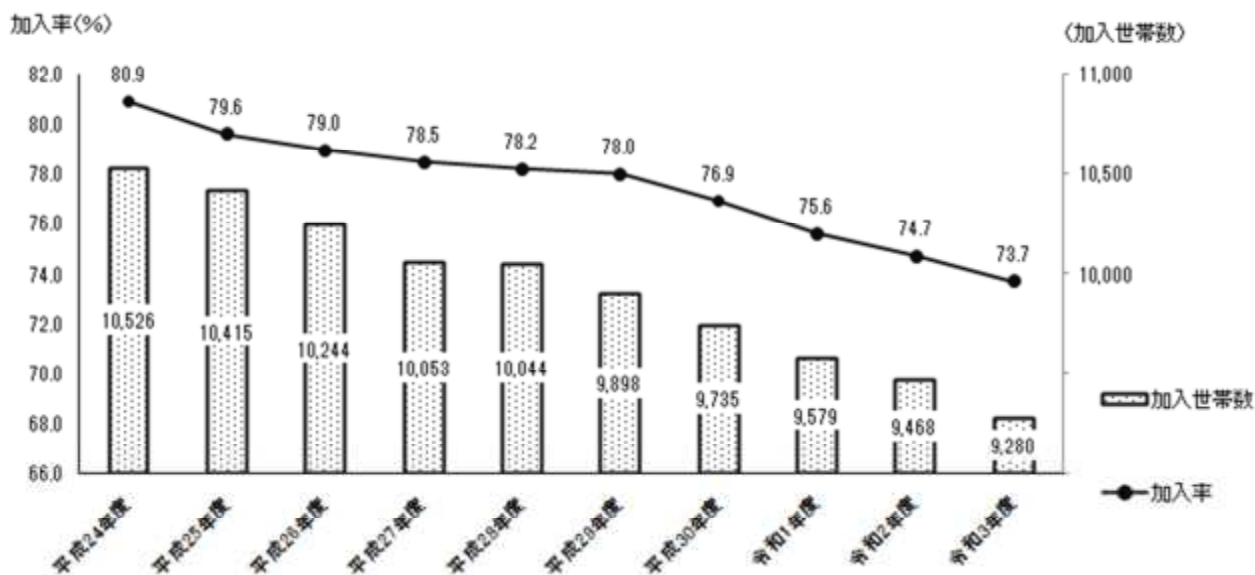
※生活保護世帯数は各年度平均。総世帯比率は年度末現在の世帯数に対する比率。

資料：名寄市健康福祉部「福祉サービス事業等の実績」

(5) 町内会の加入率の状況

町内会の加入世帯数・加入率は、人口減とともに年々減少傾向となっています。

■町内会への加入世帯数・率の推移



※加入世帯数は町内会からの交付金申請に基づいた数値。(各年度3月現在)

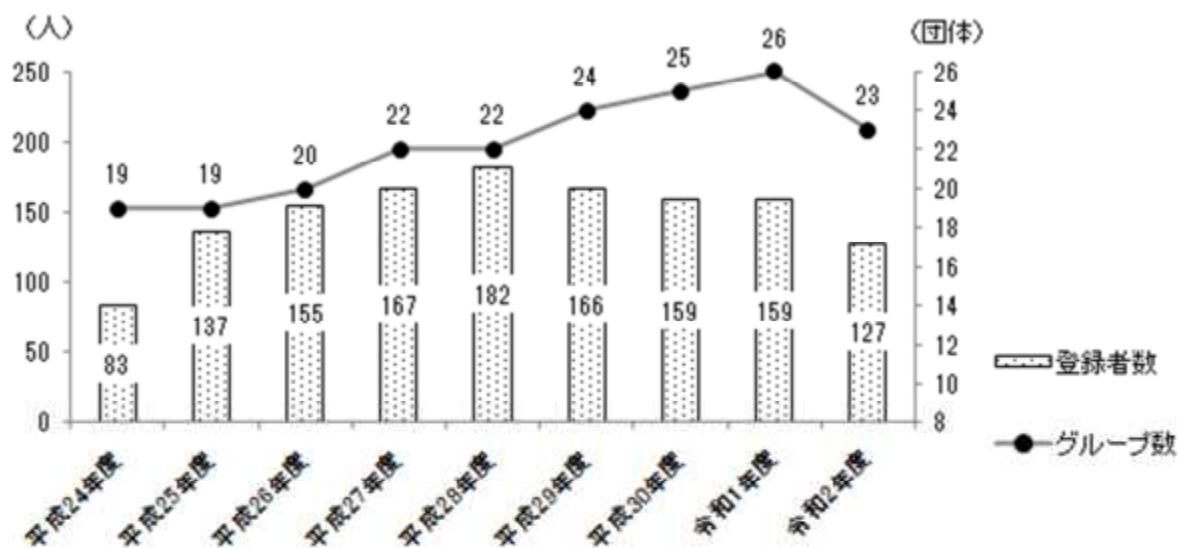


（６）地域福祉を支えるボランティアの状況

名寄市社会福祉協議会内にある「名寄市ボランティアセンター」に登録されている個人ボランティア数は、平成 29 年度以降減少傾向にあります。

また、名寄市ボランティアセンターでは、福祉の分野に限らず、まちづくりや文化・芸術などの幅広い市民活動団体を支援しています。

■ボランティア登録者数・団体数の推移



資料：名寄市社会福祉協議会（各年度末現在）

■名寄市ボランティアセンター登録団体

活動分野	登録数	活動分野	登録数
地域・まちづくり	4	子ども	2
福祉	5	文化・芸術	6
保健医療	2	交通安全	1
障がい者スポーツ	2	その他	1

資料：名寄市社会福祉協議会（令和 2 年 3 月末現在）

第3章 第2期名寄市地域福祉計画の取組状況

基本目標1「地域福祉の担い手づくり」に関する取組と課題

基本施策1-1 ノーマライゼーションの理念の普及啓発

ふれあい広場などのイベント、子どもの発達支援に関する研修会や認知症サポーター養成講座などの各種研修会、「広報なよろ」や福祉分野における各種ガイドブック、市ホームページやSNSなどを通じたデジタル情報発信、福祉に関する出前講座など、ノーマライゼーション^{※1}の理念の普及啓発のため様々な取組を行ってきました。

依然として、認知症や障がいに対する理解不足や誤解などは存在しており、共生社会の実現に向けては、様々な機会を通じて一層の理解促進に努めていく必要があります。

また、新たな課題として、複雑化・複合化・深刻化している困りごとを抱える方への理解促進と柔軟な対応が求められてくると考えられます。

基本施策1-2 福祉を担う人材育成

ふれあい広場やボランティア講座、手話奉仕員養成講座などを通じて、ボランティア活動を担う人材の育成を地域福祉活動の普及啓発を進めていく中で、市民と協働して取り組んできました。

また、福祉関係職員の資質向上に向け、名寄市障害者自立支援協議会主催の研修会や子どもの発達支援に関する研修会など、名寄市立大学や関係機関と連携しながら、福祉情報の収集や提供を行い、福祉の知識や技術を学ぶ研修機会の確保に努めてきました。

少子高齢化や人口減少、介護サービスを提供するための人材確保などが課題となっており、人材育成の重要性は一層高まっています。

福祉教育、生涯学習、地域交流などの場を通じた地域福祉活動を行うきっかけづくりや地域の人材が適材適所で活躍できるようコーディネート仕組み（橋渡し役）など、今後も福祉を担う人材の育成が重要となってきます。



^{※1} ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活することができる社会を目指すという考え方。

基本目標２「みんなで参加する支援のネットワークづくり」 に関する取組と課題

基本施策２－１ 住民相互のネットワークづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住民相互による助け合いとその環境整備に向けたネットワークづくりがもっとも重要となります。

本市では、地域全体で支え合うことを目的とした町内会ネットワーク事業や高齢者を支える生活支援コーディネーター事業、育児を支えるファミリー・サポート・センター事業など、住民相互のネットワーク構築への取組を進めてきました。

また、名寄市要保護児童対策地域協議会や名寄市障害者自立支援協議会などを通じた各機関との連携、ＩＣＴを用いた医療機関や介護事業所との連携など、福祉行政に関係する多くの機関と相互連携を進めてきています。

隣人や町内会などの人と付き合う機会が減少している中、今後もすべての市民が安心して快適に生活できるよう関係者とのネットワークづくりを推進し、すべての市民が社会参加しやすい福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

基本施策２－２ 地域福祉団体等との連携

地域での様々な問題に対処するため、町内会や民生委員児童委員、ボランティア団体や福祉施設・医療機関などとの連携を深めてきています。

ハローワークや障がい者の福祉施設と連携し、働く意欲がある障がい者が企業で働くことができるよう、総合的な就労支援に取り組みながら、企業が安心して障がい者雇用ができる環境整備を進めてきているとともに、こども発達支援センターや基幹相談支援センターなどが関係機関と連携し、発達の遅れや障がいのある子どもが早期に療育が実施できるよう努めてきています。

また、地域福祉を推進する社会福祉協議会と連携し、ファミリー・サポート・センター事業や成年後見制度事業、生活困窮者自立支援事業、各種研修会の共催など様々な事業を展開してきています。

すべての市民が可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じ、生きがいと尊厳を持って自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく必要があります。

基本目標３「安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり」に関する取組と課題

基本施策３－１ 総合的な相談支援体制の充実

市民が抱える相談は、年々、複雑化、複合化、深刻化してきており、総合的な判断が求められています。

母子や児童虐待などの総合相談窓口としてこども未来課、高齢者の認知症や介護に関する総合相談窓口として地域包括支援センター、障がい者（児）に関する総合相談窓口として基幹相談支援センターなど、分野ごとにおける総合相談窓口を整備してきています。また、各相談窓口は、重層的に広がる問題に対応するため横断的な連携を進めてきています。

新型コロナウイルス感染症などに伴い生活に大きな影響を与える事象も散見されてきています。地域のネットワークを活用して、生活に困っている方が必要な相談へつながるよう、民生委員児童委員など地域の情報を持つ関係者や機関との連携が重要になります。

相談内容を限定することなく、相談窓口が連携することで支援の充実に努めていく必要があります。

基本施策３－２ 福祉サービスの適正な利用の促進

福祉サービスの必要な方が、ニーズにあった適切なサービスが選択できるよう、情報提供を行っていく必要があります。

医療・介護・福祉ガイドブックや障がい福祉便利帳、子育て支援や各種検診などのパンフレットを、法改正や新事業実施に併せて、適宜更新し、配布等を行ってきています。

また、市民の権利を守る体制整備として、関係機関と連携しながら、虐待の予防や養護者に対する支援に努めるとともに、障がい者の高齢化や親亡き後を見据えて、成年後見制度の利用促進など、権利擁護の取組を積極的に進めてきています。

住み慣れた地域で、充実した生活を送ることができるよう、こども未来課が中心となり児童虐待防止対策などを行う「子ども家庭総合支援拠点事業」や基幹相談支援センターが中心となり障がいのある人が、安心して暮らしていけるよう支援を行う「地域生活支援拠点等」の整備を推進していく必要があります。

基本目標４「安心して生活できるまちづくり」に関する取組と課題

基本施策４－１ 安心な環境づくりの推進

地域で安心して暮らしていくためには、地域住民による見守りや声掛けが重要となります。町内会ネットワーク事業をはじめ、地域見守りネットワーク事業や認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク事業を展開してきました。

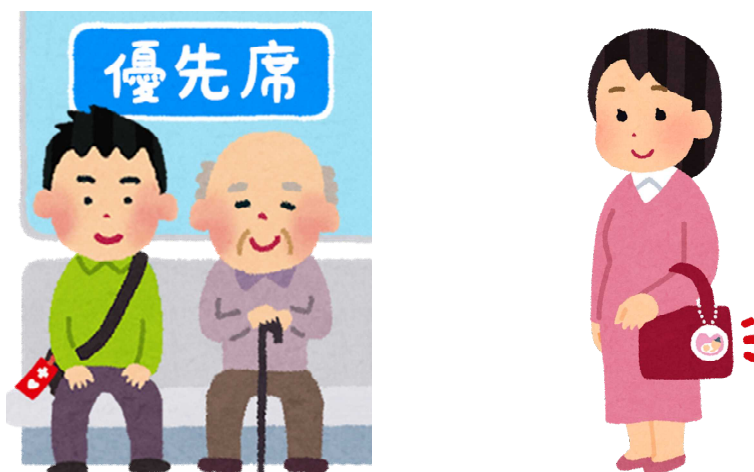
また、住み慣れた地域で安心して生活をするためには、防犯対策や防災対策の推進も重要となります。平常時から災害に備えた取組を構築し、町内会や民生委員児童委員、関係従事者などが連携して地域での見守りを強化していく必要があります。

基本施策４－２ バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

すべての市民が安心して快適に暮らしていくためには、ユニバーサルデザインへの取組が重要となります。

グループホーム※^１の整備や公共施設等のバリアフリー化などの環境整備、マタニティマークやヘルプマークといった配慮が必要な方への可視化の取組、市ホームページや広報なよろのUDフォント使用によるユニバーサルデザインへの取組などを進めてきました。

今後も、すべての市民が安心して快適に暮らせる環境づくりのため、市内の福祉事業者と連携して計画的にグループホームの設置を進めていくとともに、防犯・防災体制の充実に努めていく必要があります。



※^１ グループホーム：地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の障がい者に対して、世話人による食事提供などの日常的な生活援助を行う施設です。他に介護保険制度では「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」があります。

第4章 アンケート調査の結果

(1) アンケート調査の概要

本調査は、名寄市の「第3期地域福祉計画」と、名寄市社会福祉協議会の「第5期地域福祉実践計画」の策定に向けて、その基礎資料とするために実施しました。調査の概要及び回収結果は、以下のとおりです。

調査の対象	名寄市にお住まいの18歳以上の2,000人 (名寄・風連・智恵文の地域別、年代別、男女別に無作為抽出)
調査方法	自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収
調査時期	令和3年7月21日～8月10日
回収票数(率)	840票(40.2%)

(2) アンケート調査の結果について

少子高齢化が進んでいる状況や地域での交流機会の減少などを考えると、地域での支え合いに対する意識の向上が、今後、一層求められてきます。このことから、地域での支え合い活動の基礎となる「近所付き合い」や「町内会の加入の状況」、「地域活動への参加状況」、「地域福祉の推進に必要な取組」、「災害時の避難」などについて、前回の調査結果との比較・分析を行いました。

また、今回の調査については、令和2年1月から続くコロナ禍での実施となりました。

①地域との結びつき

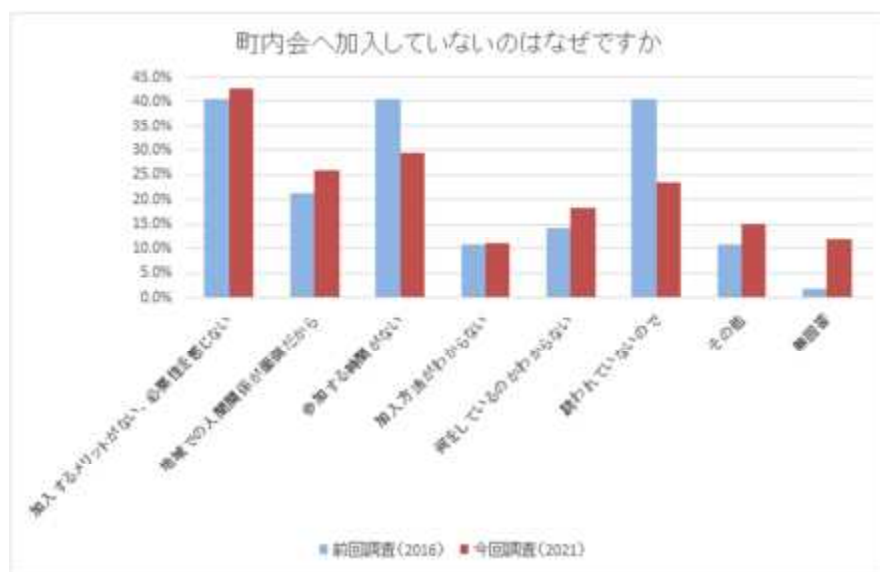
普段の近所付き合いの状況は、「近所付き合いを、密にしている」「困った時などに、近所の方に相談をする程度」を合わせると前回アンケートの31.6%から27.5%へ低下しており、依然、低い割合となっています。

また、近所付き合いで「あいさつをする程度」「ほとんど付き合いがない」を合わせた割合は、51.6%から70.7%へ増加しています。

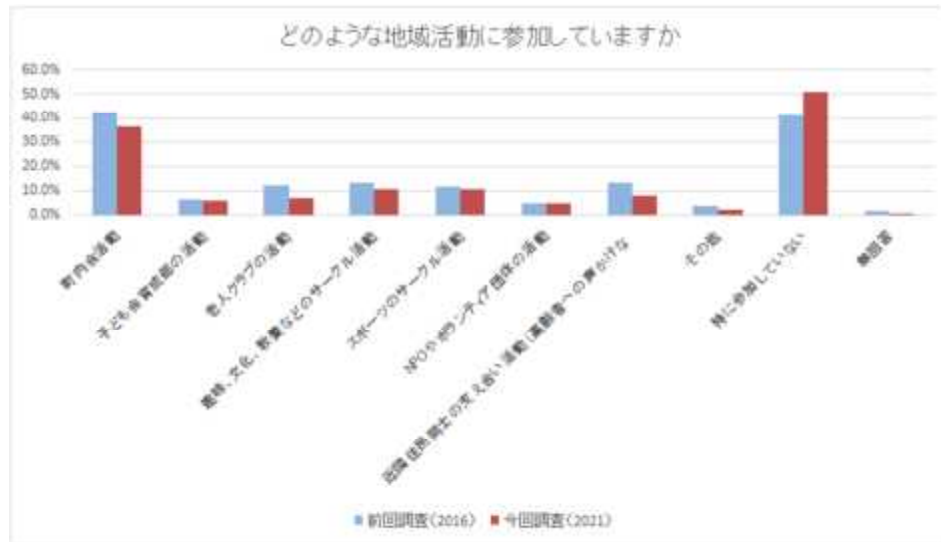


②町内会活動への関心

町内会の加入状況については、「加入している」の割合が前回アンケートの75.3%から82.4%へ、「加入していない」の割合が9.5%から14.3%へ増加となりましたが、これは、前回よりも「無回答」率が低く回答数が増えたためと推測されます。

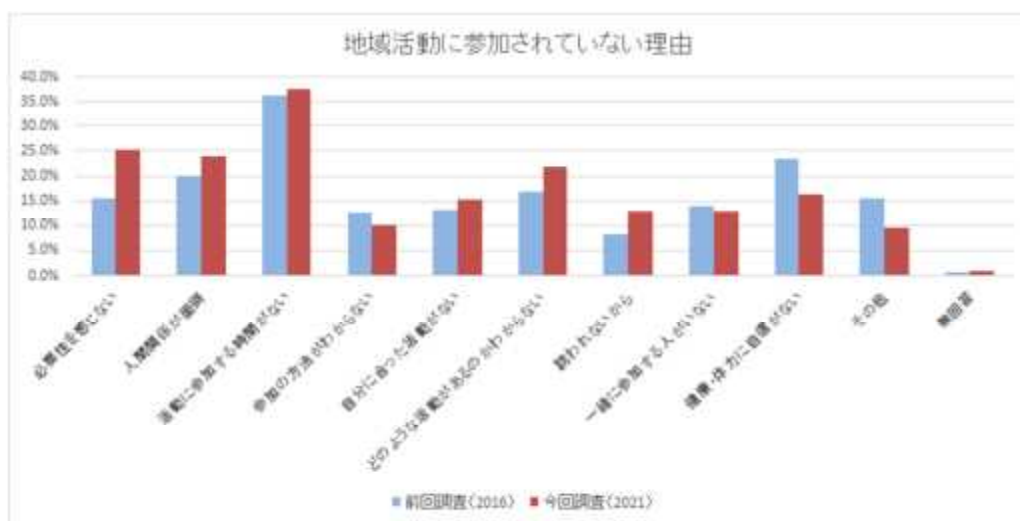


町内会に加入しない理由については、前回アンケート同様「町内会に加入するメリットがない、必要性を感じない」「地域での人間関係が面倒だから」の項目での回答が多くなりましたが、「町内会活動に参加する時間がない」「町内会に誘われていないので」の項目は減少しました

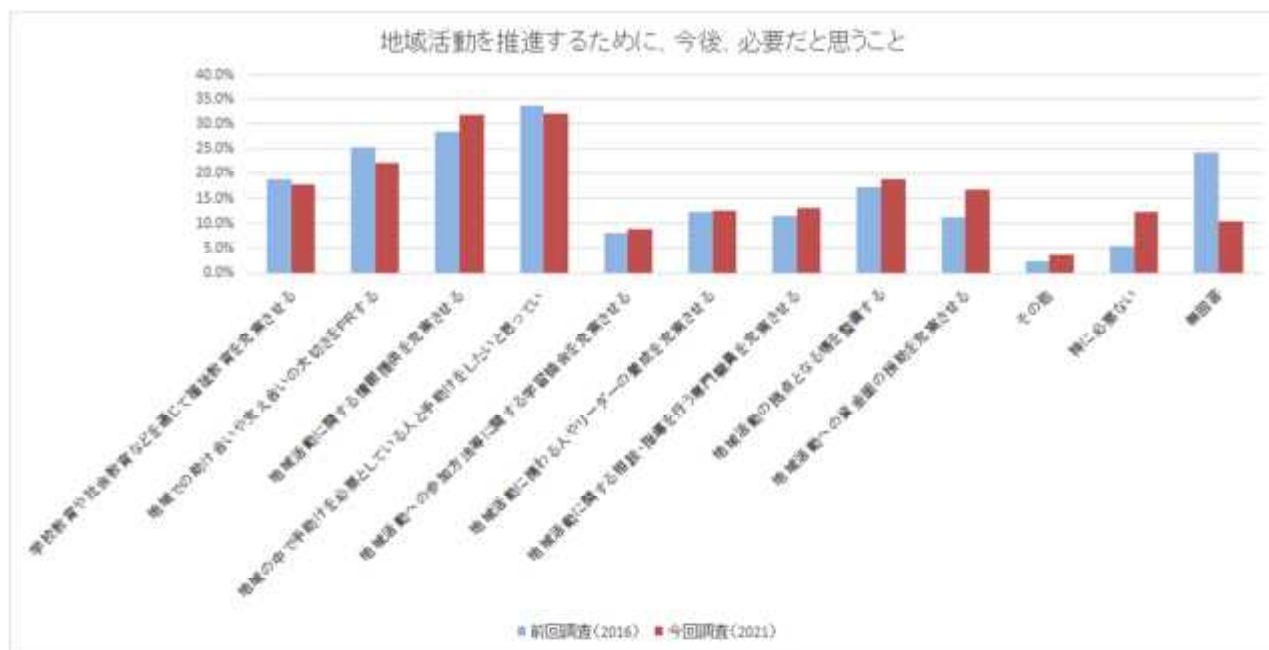


③地域活動への参加意識

参加している地域活動については、前回アンケートと比較すると「町内会活動」「老人クラブの活動」「近隣住民同士の支え合い活動（高齢者への声かけ・見守り・除雪など）」など、全体的に減少しています。また、「特に参加していない」という回答が、前回よりも 9.4 ポイント増え 50.5% を超えています。



「地域活動に参加されていない理由」については、「必要性を感じない」「人間関係が面倒」「どのような活動があるか判らない」「誘われないから」といった項目で上昇しています。



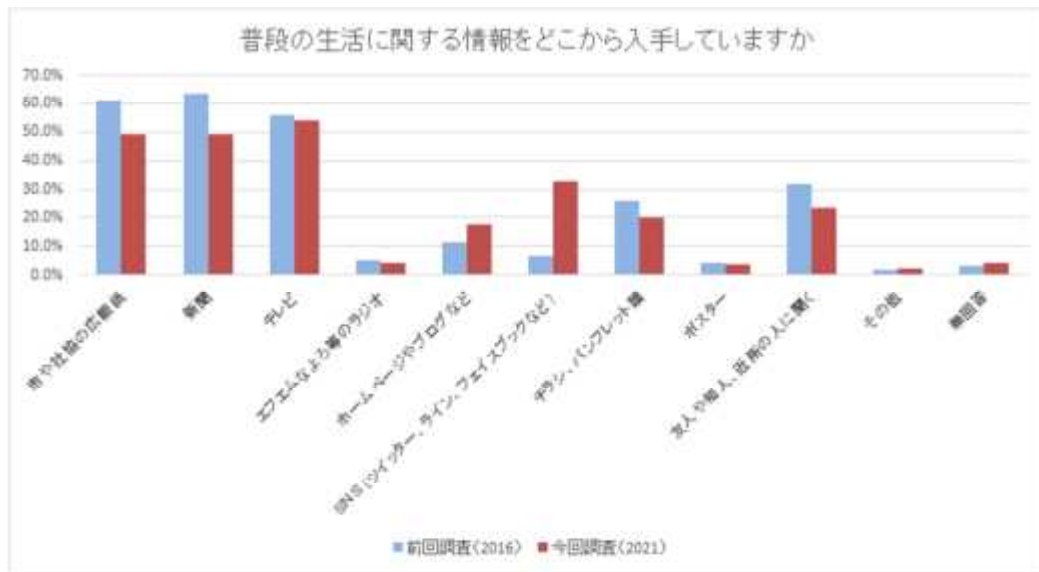
④地域福祉を推進するためには

「地域活動の推進に必要なと思うこと」については、前回アンケート同様「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付ける調整の場や組織を充実させる（「橋渡し役」の充実）」の割合が最も高い結果となりました。

また、「地域活動に関する情報提供を充実させる」「地域活動への資金面の援助を充実させる」の回答が前回よりも増加をしました。

一方で、「特に必要ない」との回答が、前回アンケートよりも2倍強に増えています。

「これまで参加したことのある福祉活動」については、前回アンケートと同様の結果となりましたが、「福祉活動に参加したことがない」の項目が増加しています。



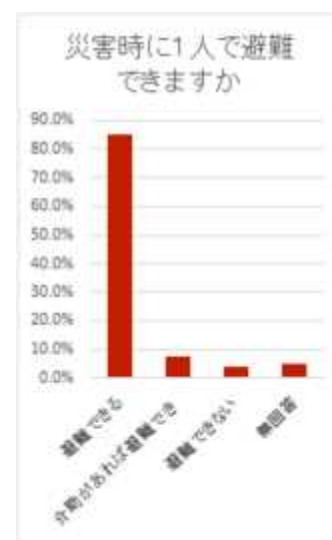
「情報収集方法」については、前回アンケートと比較すると「新聞」「市や社会福祉協議会の広報紙」「テレビ」「チラシ、パンフレット類」の項目で減少し、「ホームページやブログなど」「SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス、ツイッター、ライン、フェイスブックなど）」の項目が増加していることから、主に活字やメディア媒体での情報入手から、パソコンやスマートフォンなどのデジタル機器での入手方法に変わってきたと伺えます。

⑥災害に備える

災害時に1人で避難できるかについては、「避難できる」

「介助があれば避難できる」を合わせると92.0%の方が避難できるとの回答でした。

しかしながら、「避難できない」との回答も3.5%あることから、災害時における「取り残さない」取組が重要となってきました。



第5章 計画策定にあたっての重点課題

前章までの内容を踏まえて、計画策定にあたっての重点課題をまとめました。

重点課題１：人口減少が進む現代にあって、地域福祉の醸成が重要となる

本市においては、人口減少、単身世帯の増加、町内会加入率の低下など、地域との関わりを持つ方が年々少なくなっている状況です。アンケートの結果からは、地域での支え合い活動の基礎となる「近所付き合い」は減少している反面、「町内会活動」への参加や興味といったことは少なからず増加をしていることから、地域との結びつきに関わる施策を見直し、強化していくことが重要となります。

安心して健やかに暮らせる地域づくりをより進めていくためには、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、福祉の意識を醸成し、地域での支え合い活動が活発に行われるよう、地域福祉の担い手となる理解者・活動者の育成や専門職等の人材確保を推進する必要があります。

複雑化・複合化・深刻化している困りごとに対して、福祉分野だけではなくあらゆる側面から関わりを持ち連携していくことが求められてきていますので、地域の方々や企業などを含め、可能な範囲で地域と関わりを持ってもらえるような柔軟な考え方と情報発信が重要となります。

重点課題２：支援のためのネットワークを拡充していく必要がある

これまでも、ネットワークづくりに重要となるボランティア活動を広げていくため、市民との協働による地域福祉の取組が進められてきましたが、少子高齢化や人口減少が進んできたことでその重要性が一層高まってきています。地域の状況も、地域の人材が適材適所で活躍できるよう、コーディネート仕組み（橋渡し役）や活動の場を確保していく必要があります。

また、子育てや高齢者を地域で支え合う仕組みづくりや、サロンなどの多世代交流のできる場の提供、福祉分野以外の困りごとに対する課題解決に向けた横断的な連携などが求められていますので、社会福祉協議会や関係機関と連携し、ネットワークをさらに広げ、包括的に地域福祉を推進できる体制強化に努めていく必要があります。

重点課題３：住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすための、体制整備が必要である

地域では、子どもから高齢者、認知症の方、障がいのある方や生活に困っている方など、様々な人々が生活をされています。すべての市民が、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくには、地域包括ケアシステムの構築や障がい者の地域生活支援拠点等^{※1}、子ども家庭総合支援拠点事業などの充実と安心して福祉サービスの利用ができる仕組みづくりが重要です。

また、地域で安心して暮らしていくためには、相談窓口や支援を行う関係機関との連携が重要になりますので、包括的な相談支援体制を構築するとともに、市民の権利を守る体制の充実に努める必要があります。

^{※1} 地域生活支援拠点等：障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障がい者の地域生活の体制整備を行う取組。

第 6 章 地域福祉の推進に向けて

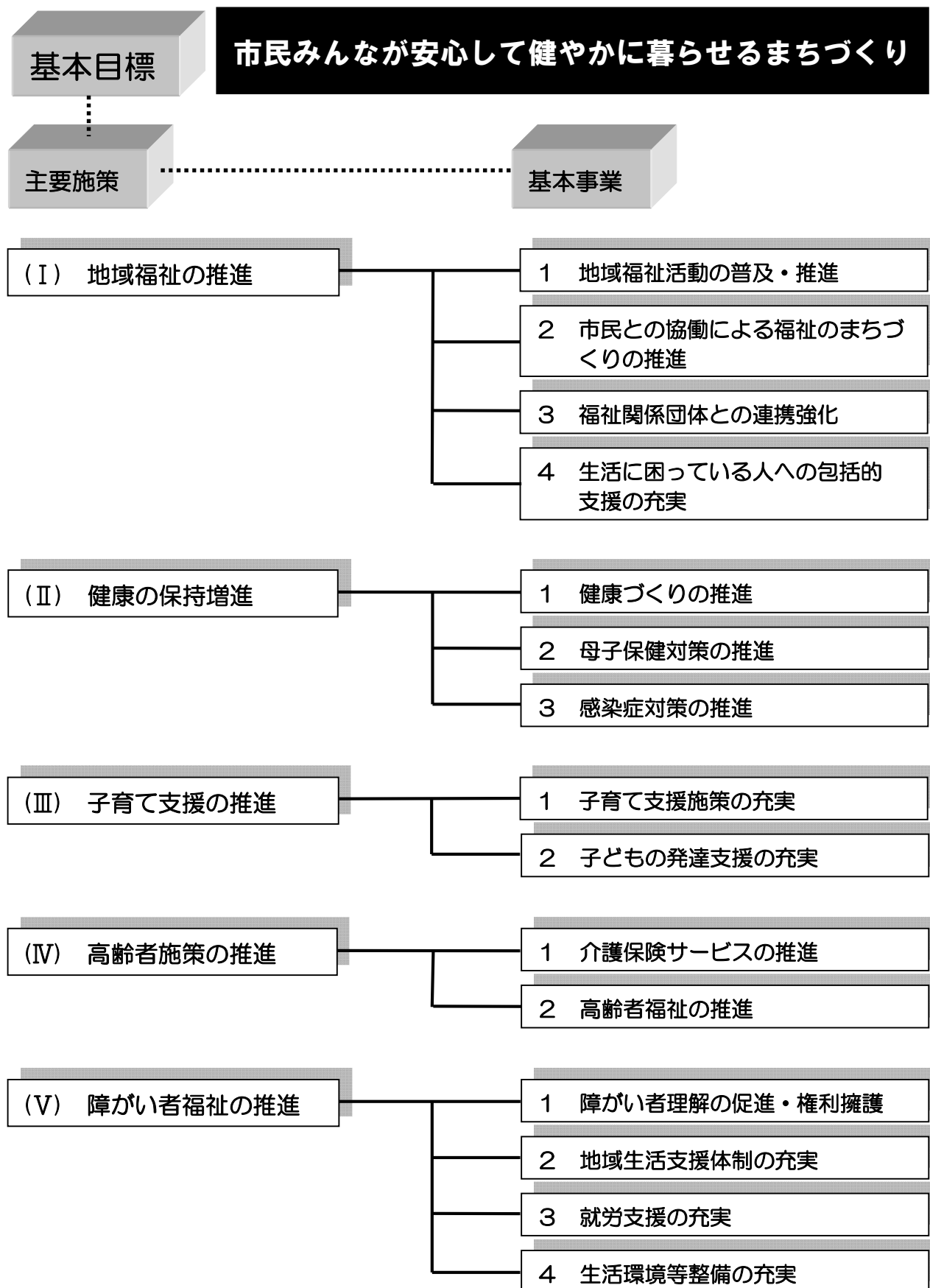
6－1 基本目標

市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

住み慣れたこの地域で、子ども、高齢者、障がい者などすべての市民が、互いに支え合いながら、自分らしく生きるための「自立と共生」の地域社会づくりを目指します。

市民誰もが安心して健やかに暮らしていくことができるように、保健医療福祉の連携をさらに進めるとともに、民生委員児童委員をはじめとする市民の方々と協働して、みんなにやさしい福祉のまちづくりを進めます。

6-2 計画の体系



6－3 主要施策

主要施策（Ⅰ）地域福祉の推進

《連携計画：名寄市地域福祉実践計画－名寄市社会福祉協議会策定》

基本事業1 地域福祉活動の普及・推進

市民一人ひとりがお互いに支え合う地域共生社会に向けて、「共助の意識」の醸成が必要となります。住民やボランティア活動等との連携により、地域で支え合うネットワークを充実させ、市民が社会参加しやすい環境づくりに努めます。

また、「福祉分野」という枠だけではなく、「防災」や「防犯」などの地域と密接に関係することについても情報発信と啓発に努めます。

- （主な取組）
- ・子ども、高齢者、障がい等をテーマにした研修会の開催
 - ・広報紙、ホームページ、SNS（フェイスブック、LINE）などを活用した情報の発信
 - ・町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体等との連携
 - ・避難行動要支援者名簿の整備など平常時から災害に備える取組の推進 など

基本事業2 市民との協働による福祉のまちづくりの推進

第2次名寄市総合計画を最上位計画とし、健康増進計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画など、福祉分野における各種個別計画との整合性を図り、地域住民と一体となった福祉のまちづくりを推進します。

また、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組を通じて再犯防止に関する理解の推進に努めます。

- （主な取組）
- ・各種個別計画における基本目標に基づく施策の推進
 - ・再犯の防止等の推進に関する法律に基づく事業の啓発と取組の推進 など

基本事業３ 福祉関係団体との連携強化

名寄市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」や各種の福祉活動をおこなっている団体などへの支援を行うとともに、各福祉団体の活動拠点である名寄市総合福祉センターの機能強化を図るなど、地域福祉の推進体制の充実を図ります。

- （主な取組）
- ・町内会や企業などの様々な団体が行う地域福祉活動に対し、福祉に関する情報提供などの支援
 - ・社会福祉協議会の活動基盤強化と安定した経営継続のための支援
 - ・総合福祉センターの機能充実 など

基本事業４ 生活に困っている人への包括的支援の充実

市民からの相談は、複雑化、複合化、深刻化し、福祉分野以外での困りごとも増えていることから、福祉分野以外の支援も含め、包括的なネットワークの構築に取り組むことが重要です。

名寄市地域包括支援センター、名寄市基幹相談支援センター、名寄市こども発達支援センター、名寄市保健センター、生活困窮者自立支援事業の生活相談支援センターなど福祉分野における連携に加え、他分野との情報交換・共有などの相互連携を深め、より総合的・包括的な相談支援体制の構築に努めます。

- （主な取組）
- ・各種相談窓口の横断的連携による包括的な相談支援体制の構築と取組の推進
 - ・生活困窮者自立支援事業の拡充・推進
 - ・生活に困っている人への生活支援の充実 など

主要施策（Ⅱ） 健康の保持増進

《個別計画：名寄市健康増進計画「健康なよろ21」》

基本事業1 健康づくりの推進

名寄市健康増進計画（健康なよろ21）に基づき、生活習慣病などの発症予防や重症化予防の徹底を図ることで健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

また、健康に関する正しい情報提供や知識の普及啓発に努め、地域の健康に関わる団体や関係機関と連携し、地域全体の健康づくりを推進します。

- （主な取組）
- ・生活習慣病予防の推進
 - ・個々にあった健康づくりの推進 など

基本事業2 母子保健対策の推進

子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援センター事業を中心に妊娠期からの切れ目ない支援の強化を図ります。

また、きめ細やかな相談体制のもと、母子の健康支援の充実に努めます。

- （主な取組）
- ・母子健康支援の充実
 - ・育児支援の充実 など

基本事業3 感染症対策の推進

感染症発生動向を早期に把握し、効果的な予防とまん延防止対策に努めるとともに、正しい知識や予防接種の効果・副反応などの情報提供に努めます。

また、予防接種を適切な時期に安心して受けられる体制を推進するとともに、接種費用の一部を助成するなど、感染症対策に努めます。

- （主な取組）
- ・感染症予防の普及啓発
 - ・予防接種事業の充実 など

主要施策（Ⅲ） 子育て支援の推進

《個別計画：名寄市子ども・子育て支援事業計画》

基本事業1 子育て支援施策の充実

子育て家庭の環境変化により多様化する保育需要に対し、名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「^ここで育って、^ここで育てて『よかった』といえるまちを目指して」に基づき、子どもたちが健やかに生まれ育ち安心して子育てができるよう、次世代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりに努めます。

また、支援の必要なひとり親家庭や児童虐待防止に対し、関係機関との連携や地域ぐるみで見守る体制を強化し、相談や支援の充実に努めます。

- （主な取組）
- ・保育環境や子育て環境の拡充
 - ・地域子育て力の充実
 - ・児童虐待防止への取組強化
 - ・ひとり親家庭の生活安定と自立への支援 など

基本事業2 子どもの発達支援の充実

発達に不安のある子どもの相談支援と療育の質の確保、名寄市こども発達支援センター「こどもらんど」の環境整備の充実に図ります。

- （主な取組）
- ・専門機関、医療機関等との連携強化及び適切な相談・支援が受けられる体制づくりの推進
 - ・早期発見・早期療育に向けた支援の充実 など

主要施策（Ⅳ） 高齢者施策の推進

《個別計画：名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画》

基本事業１ 介護保険サービスの推進

名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の基本目標である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」に向けた高齢者施策とＩＣＴを活用した医療・介護・福祉の連携強化を推進します。

また、要介護状態・要支援状態への悪化防止や予防に向けた施策を推進します。

- （主な取組）
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の推進
 - ・ ＩＣＴシステムによる医療と介護の連携の推進
 - ・ 介護保険サービスの充実 など

基本事業２ 高齢者福祉の推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、生きがいと尊厳をもって自立した日常生活を営むことができるよう、支援の充実に努めます。

また、高齢者に対する虐待の防止や早期発見、判断能力が低下した方の財産管理や生活に必要な支援を行う成年後見制度の活用促進など、権利擁護のために必要な支援の充実に努めます。

- （主な取組）
- ・ 高齢者の自立した生活や健康づくり・生きがいづくりの支援
 - ・ 虐待の早期発見や成年後見制度の促進など、権利擁護のための支援
 - ・ 高齢者向けの住まいの安定的な確保 など

主要施策（Ⅴ） 障がい者福祉の推進

《個別計画：名寄市障がい者福祉計画 名寄市障がい福祉実施計画》

基本事業1 障がい者理解の促進・権利擁護

障がいに対する正しい知識の普及と誰もが参加しやすい共生社会をつくっていくために、障がいのある人となない人が相互に交流を深め、ノーマライゼーションの理念を共有していくための普及・啓発活動の取組を促進します。

また、判断能力の低下や財産管理、生活に不安がある方への支援を行う成年後見制度の活用促進など、権利擁護のために必要な支援の充実に努めます。

- （主な取組）
- ・ ノーマライゼーション社会に向けた啓発事業の推進
 - ・ 成年後見制度の促進など、権利擁護のための支援
 - ・ 障がい者の社会参加事業の推進 など

基本事業2 地域生活支援体制の充実

障がいのある方が必要なサービスを利用しながら住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、地域の事業者が機能を分担して、広域化した「地域生活支援拠点等」の取組の中で、地域全体を支えるサービス提供体制の充実に努めます。

また、身近な地域で相談支援を受けることができる体制や、専門性の高い相談に対応するため名寄市基幹相談支援センターの充実に図ります。

- （主な取組）
- ・ 在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実
 - ・ 地域支援事業の推進
 - ・ 障がい者の社会参加事業の推進 など

基本事業3 就労支援の充実

ハローワークなど関係機関・団体との連携を強化し、雇用促進のための啓発活動の推進、各種助成制度の周知に努め、企業が安心して雇用できる環境整備を推進します。

また、親なき後の生活が困難とされる方、判断能力が低下することで、財産管理や生活に不安がある方などに対する、早期の支援や成年後見制度の活用促進など、権利擁護のために必要な支援の充実に努めます。

- （主な取組）
- ・ 雇用機会拡大への取組
 - ・ 雇用が見込まれる方に対し、必要な知識や能力向上のため支援
 - ・ 障害者優先調達推進法の推進 など

基本事業4 生活環境等整備の充実

すべての市民が安心して快適な生活を送れるよう、建物や道路、移動手段、情報提供のバリアフリー化を図るとともに、不自由なく利便性を感じられるようユニバーサルデザインの普及・啓発など、やさしいまちづくりを推進します。

また、障がいのある方が地域社会の一員として、町内会活動や地域活動に参加するための情報提供やスポーツ・文化芸術活動などに親しむことができる環境づくりに努めます。

- （主な取組）
- ・ユニバーサルデザインの普及と推進
 - ・スポーツ、文化芸術活動への支援
 - ・障害者優先調達推進法の推進 など

第7章 計画の推進のために

7-1 市民・事業者・行政の協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活しているすべての市民です。自分たちの住む地域を「支え合い」や「助け合い」のできる理想の地域に近づけていくためには、行政だけの取組だけでは不十分であり、市民との協働が必要です。

また、地域の中には多様な福祉ニーズがあり、それらに対応していくためには、町内会やボランティア団体、福祉・介護のサービス事業所、社会福祉協議会などの取組も必要となることから、これらの関係機関も重要な地域福祉の担い手となります。

本計画を進めていくにあたっては、地域福祉の担い手それぞれが役割を果たしながら、安心して健やかに暮らせるまちづくりのために、協働して取り組んでいくことが大切です。

(1) 一人ひとりの市民

市民は、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが、地域福祉について関心を持ち、地域で何ができるかを考え、個人が持っている知識や技能を活かし、町内会や地域活動・ボランティア活動に参加するなど、地域福祉の担い手としての役割が求められています。

(2) 町内会

地域の支え合い・助け合い活動の担い手となるとともに、地域福祉への関心を高め、取組を充実させていくことが期待されます。

(3) ボランティア団体、市民活動団体

地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けた柔軟な対応を通じ、地域の支え合い・助け合い活動の担い手となるとともに、市民に対し、活動参加の場や機会を提供することが期待されます。

(4) 福祉サービス事業所、企業

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供をはじめ、他のサービスや関係機関との連携により、総合的なサービス提供に取り組むことが期待されます。

また、企業についても、地域のネットワークの一員として、福祉の担い手としての役割が期待されます。

（５）民生委員児童委員

地域に密着した活動を通じて支援の必要な方に、市民の立場に立った福祉的視点で相談援助を行うとともに、市や社会福祉協議会と情報共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

（６）社会福祉協議会

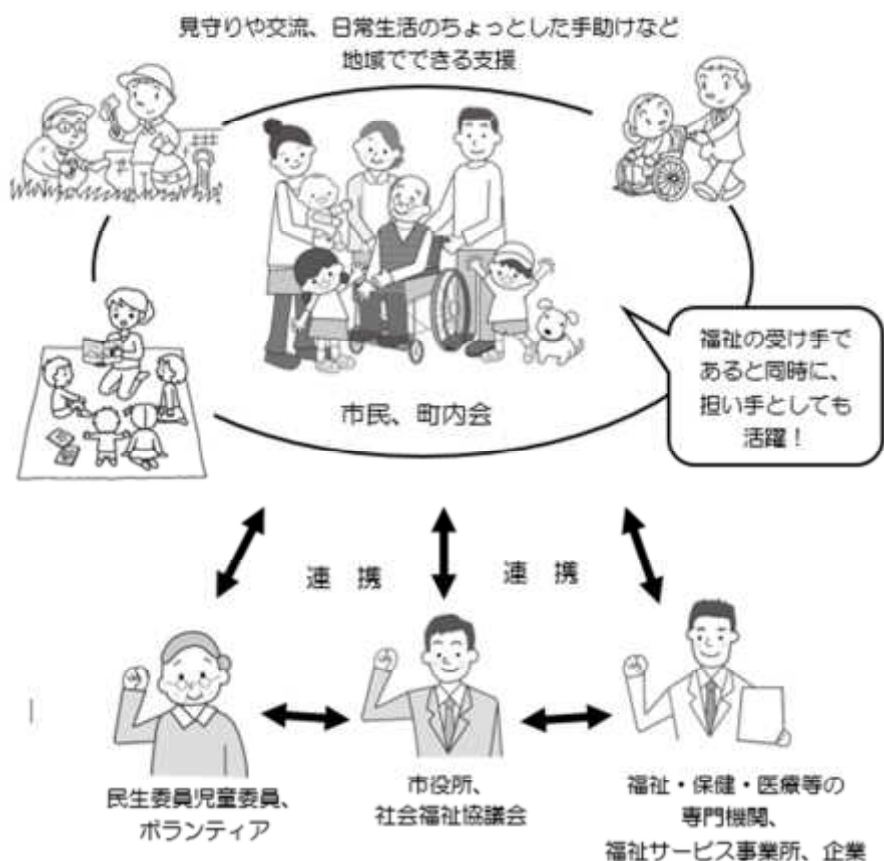
社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、市民・ボランティア・企業・福祉サービス事業所などとのコーディネート役としての機能が求められています。

地域福祉の向上を目的として「地域福祉実践計画」を策定し、行政と密接に連携をとりながら、地域福祉活動やボランティア活動の推進など、計画に基づいた取組を実施することが期待されます。

（７）市

市は、地域福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく責務があります。このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割をふまえながら、相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進を図ります。

■地域の支え合い・協働のイメージ



7－2 計画の進行管理

本計画を総合的に進めていくため、本市が設置する「名寄市保健医療福祉推進協議会」において進行管理を行います。福祉分野における各個別計画ごとの点検・評価に基づき、地域福祉計画の推進状況を評価するとともに、必要に応じて見直しを行います。

子どもから高齢者に至るまでのきめ細かなサービスを一体的に提供できるよう、関係団体との連携を図りながら効率的・効果的に計画を推進します。

資料編

資料 1 アンケート調査

資料 2 名寄市総合計画との関連性

資料 3 名寄市保健医療福祉推進協議会

【資料 1】

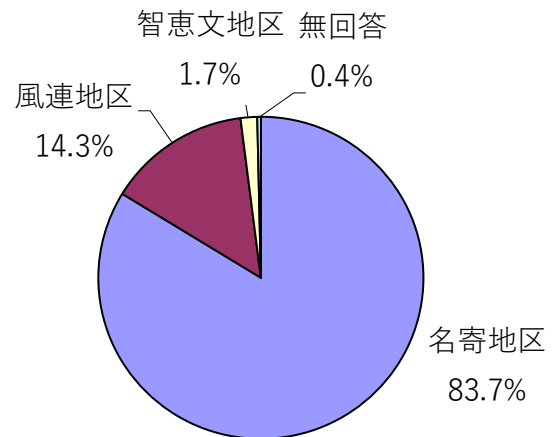
アンケート調査

《集計結果》

問1 お住まいの地区は、どちらですか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	名寄地区	493	82.3%	703	83.7%
2	風連地区	92	15.4%	120	14.3%
3	智恵文地区	11	1.8%	14	1.7%
	無回答	3	0.5%	3	0.4%
		599		840	

※アンケートを回答した人数

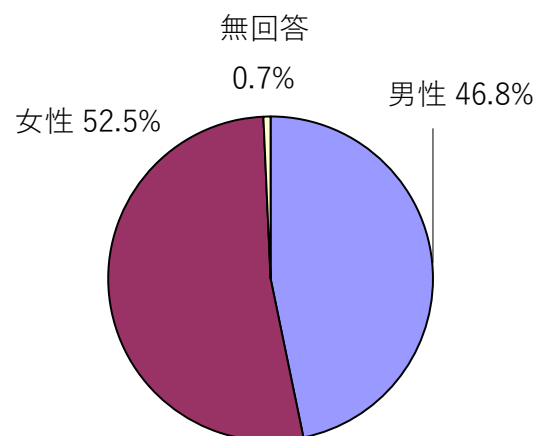


- ・「名寄地区」の割合が83.7%と最も高く、次いで「風連地区」地区が14.3%、「智恵文地区」が1.7%となっています。

問2 あなたの性別はどちらですか。(〇は1つ)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	男性	256	42.7%	393	46.8%
2	女性	337	56.3%	441	52.5%
3	無回答	6	1.0%	6	0.7%
		599		840	

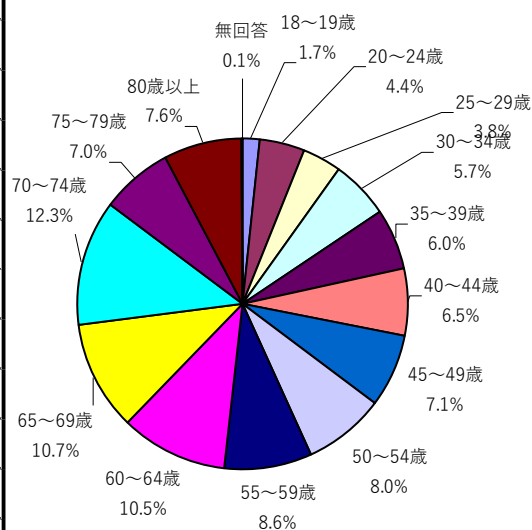
※アンケートを回答した人数



- ・「女性」の割合が52.5%、「男性」が46.8%となっています。

問3 あなたの年齢はおいくつですか。(○は1つ)

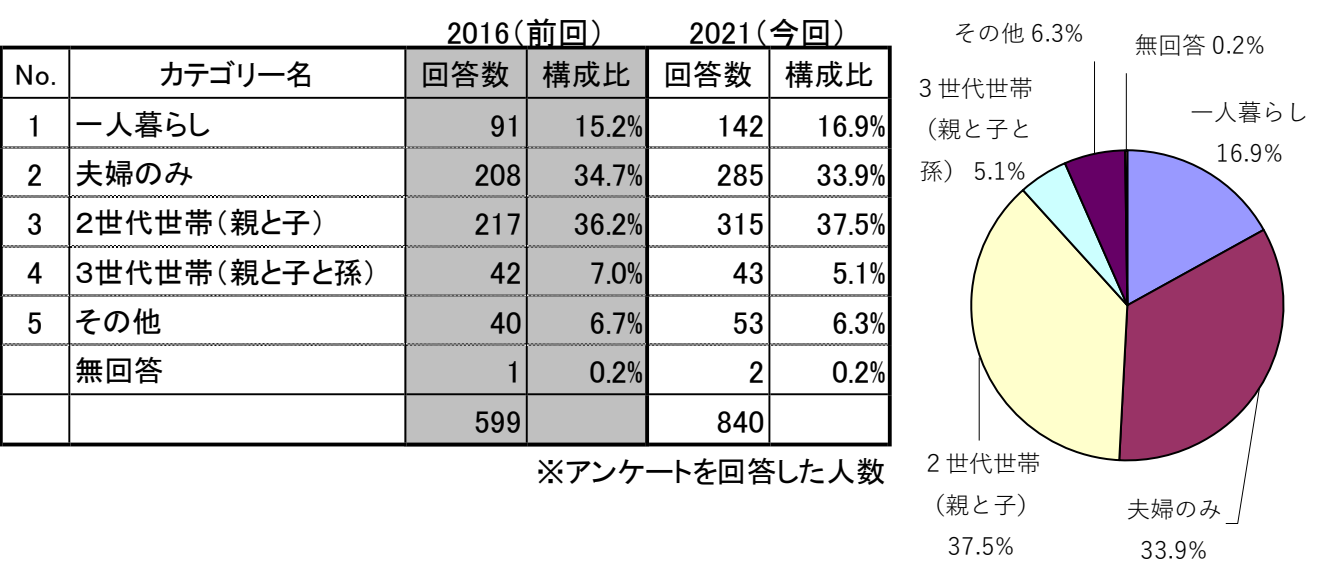
		2016(前回)		2021(今回)	
No.	カテゴリー名	回答数	構成比	回答数	構成比
1	18～19歳	7	1.2%	14	1.7%
2	20～24歳	17	2.8%	37	4.4%
3	25～29歳	22	3.7%	32	3.8%
4	30～34歳	25	4.2%	48	5.7%
5	35～39歳	26	4.3%	50	6.0%
6	40～44歳	34	5.7%	55	6.5%
7	45～49歳	30	5.0%	60	7.1%
8	50～54歳	33	5.5%	67	8.0%
9	55～59歳	48	8.0%	72	8.6%
10	60～64歳	63	10.5%	88	10.5%
11	65～69歳	81	13.5%	90	10.7%
12	70～74歳	57	9.5%	103	12.3%
13	75～79歳	67	11.2%	59	7.0%
14	80歳以上	86	14.4%	64	7.6%
	無回答	3	0.5%	1	0.1%
	回答者数	599		840	



※アンケートを回答した人数

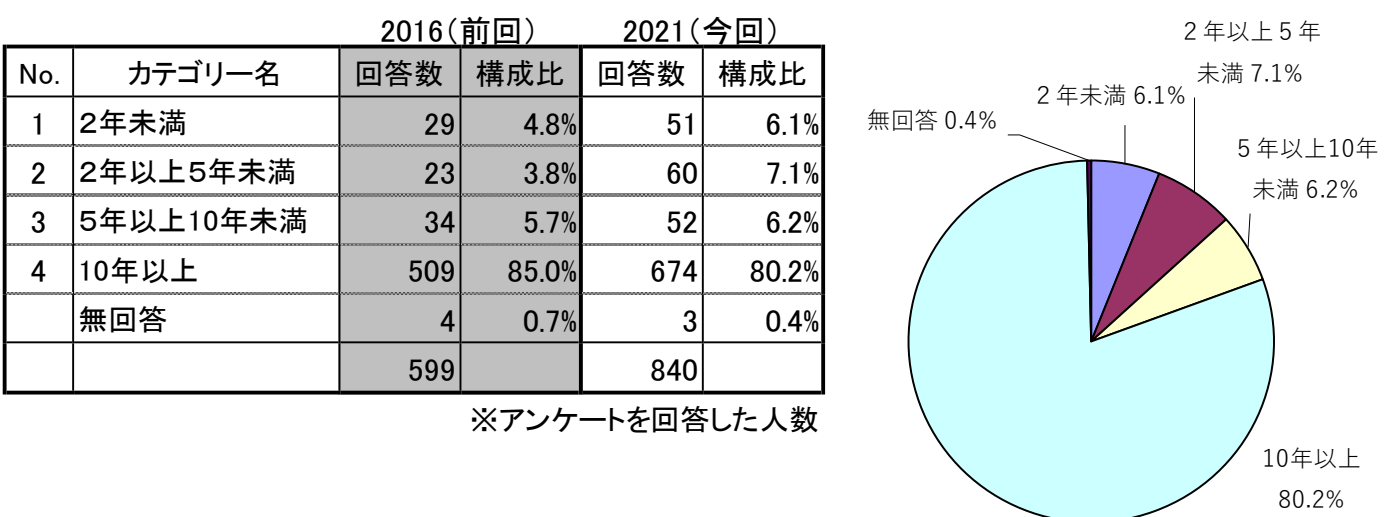
- 「70～74歳」の割合が12.3%と最も高く、次いで「65～69歳」が10.7%、「60～64歳」が10.5%、となっています。
- 全体では、「60歳以上」の割合が48.1%と概ね半数を占めています。

問4 現在の家族構成についてお答えください。(〇は1つ)



・「2世代世帯（親と子）」の割合が37.5%と最も高く、次いで「夫婦のみ」が33.9%、「一人暮らし」が16.9%、「3世代世帯（親と子と孫）」が5.1%となっています。

問5 名寄に居住して、延べ何年になりますか。(〇は1つ)

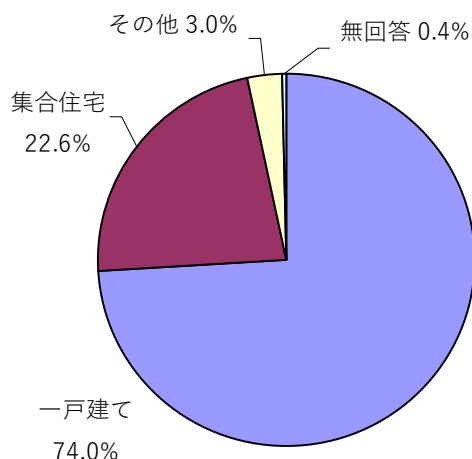


・「10年以上」の割合が80.2%と最も高く、次いで「2年以上5年未満」が7.1%、「5年以上10年未満」が6.2%、「2年未満」が6.1%となっています。

問6 現在、あなたのお住まいは次のどれですか。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	一戸建て	477	79.6%	622	74.0%
2	集合住宅	103	17.2%	190	22.6%
3	その他	18	3.0%	25	3.0%
	無回答	1	0.2%	3	0.4%
		599		840	

※アンケートを回答した人数

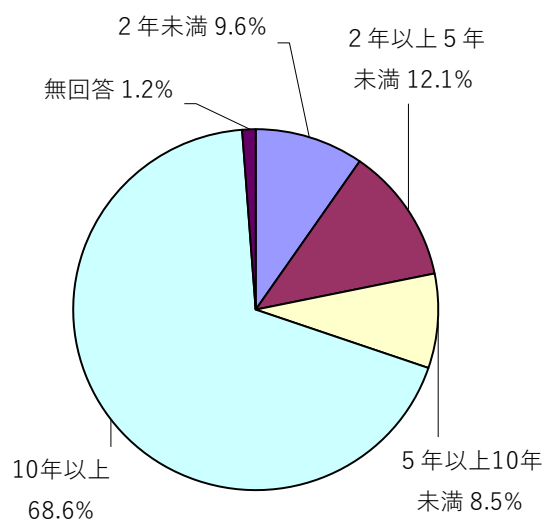


- ・「一戸建て」の割合が74.0%と最も高く、次いで「集合住宅」が22.6%となっています。

問7 前問のお住まいの居住年数を教えてください。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	2年未満	43	7.2%	81	9.6%
2	2年以上5年未満	50	8.3%	102	12.1%
3	5年以上10年未満	48	8.0%	71	8.5%
4	10年以上	366	61.1%	576	68.6%
	無回答	92	15.4%	10	1.2%
		599		840	

※アンケートを回答した人数

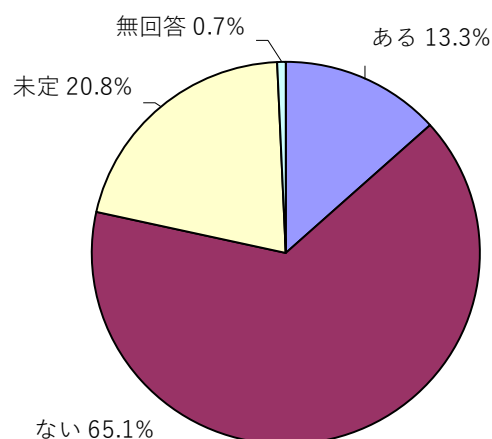


- ・「10年以上」の割合が68.6%と最も高く、次いで「2年以上5年未満」が12.1%、「2年未満」が9.6%、「5年以上10年未満」が8.5%となっています。

問8 今後、名寄から転出する予定はありますか。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	ある	52	8.7%	112	13.3%
2	ない	361	60.3%	547	65.1%
3	未定	101	16.9%	175	20.8%
	無回答	85	14.2%	6	0.7%
		599		840	

※アンケートを回答した人数

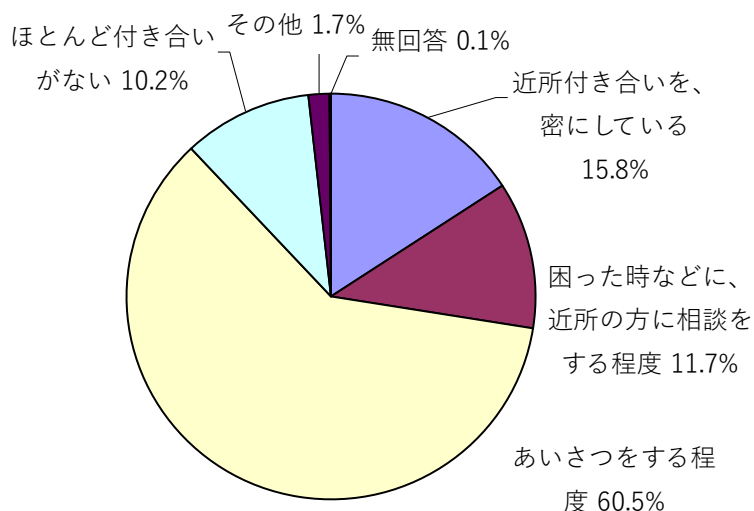


- ・「ない」が65.1%、「ある」が13.3%、「未定」が20.8%となっています。

あなたは普段、ご近所の方と、どの程度お付き合いをしていますか。(○は1つ)

カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
	回答数	構成比	回答数	構成比
近所付き合いを、密にしている	127	21.2%	133	15.8%
困った時などに、近所の方に相談をする程度	62	10.4%	98	11.7%
あいさつをする程度	269	44.9%	508	60.5%
ほとんど付き合いがない	40	6.7%	86	10.2%
その他	9	1.5%	14	1.7%
無回答	92	15.4%	1	0.1%
	599		840	

※アンケートを回答した人数

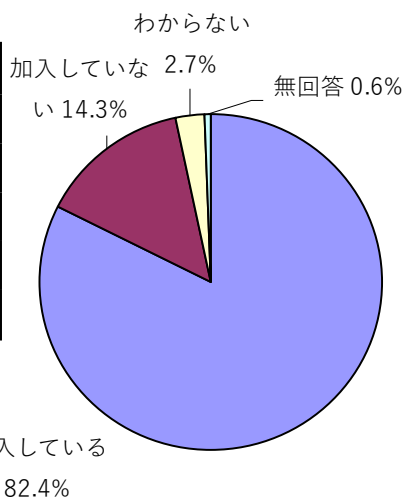


- ・「あいさつをする程度」の割合が60.5%と最も高く、次いで「近所付き合いを、密にしている」が15.8%、「困った時などに、近所の方に相談をする程度」が11.7%、「ほとんど付き合いがない」が10.2%となっています。

問10 あなたのご家庭は、町内会への加入をしていますか。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	加入している	451	75.3%	692	82.4%
2	加入していない	57	9.5%	120	14.3%
3	わからない	9	1.5%	23	2.7%
	無回答	82	13.7%	5	0.6%
		599		840	

※アンケートを回答した人数



- ・「加入している」の割合が82.4%、「加入していない」が14.3%、「わからない」が2.7%となっています。

問10 (1) 町内会への加入をしていないのはなぜですか。(○は3つまで)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	町内会に加入するメリットがない、必要性を感じない	23	40.4%	51	42.5%
2	町内会などの地域での人間関係が面倒だから	12	21.1%	31	25.8%
3	町内会活動に参加する時間がない	23	40.4%	35	29.2%
4	町内会の加入方法がわからない	6	10.5%	13	10.8%
5	町内会で何をしているのかわからない	8	14.0%	22	18.3%
6	町内会に誘われていないので	23	40.4%	28	23.3%
7	その他	6	10.5%	18	15.0%
	無回答	1	1.8%	14	11.7%
	非該当	542			
		57		120	

※「町内会に加入していない」と回答した人数

- ・「メリットがない」が42.5%と最も高く、次いで「参加する時間がない」が29.2%、「人間関係が面倒だから」が25.8%、「誘われていない」が23.3%、「町内会で何をしているのかわからない」が18.3%となっています。

問11 あなたは現在、お住いの地域や市内で、どのような地域活動に参加されていますか。
(あてはまるものすべてに○)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	町内会活動	251	41.9%	305	36.3%
2	子ども会育成部の活動	36	6.0%	46	5.5%
3	老人クラブの活動	71	11.9%	55	6.5%
4	趣味、文化、教養などのサークル活動	77	12.9%	85	10.1%
5	スポーツのサークル活動	68	11.4%	86	10.2%
6	NPOやボランティア団体の活動	26	4.3%	38	4.5%
7	近隣住民同士の支え合い活動(声かけ・見守りなど)	77	12.9%	66	7.9%
8	その他	21	3.5%	17	2.0%
9	特に参加していない	246	41.1%	424	50.5%
	無回答	7	1.2%	5	0.6%
		599		840	

※アンケートを回答した人数

・「町内会活動」の割合が36.3%と最も高く、次いで「スポーツのサークル活動」が10.2%、「趣味、文化、教養などのサークル活動」が10.1%、「近隣住民同士の支え合い活動(声かけ・見守りなど)」が7.9%、となっています。

一方、「特に参加していない」の割合は、50.5%と半数以上となっています。

問11(1) 問11で「9. 特に参加していない」に○をつけた方にお聞きします。地域活動に参加されていない理由を教えてください。(○は3つまで)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	必要性を感じない	38	15.4%	106	25.0%
2	人間関係が面倒	49	19.9%	101	23.8%
3	活動に参加する時間がない	89	36.2%	158	37.3%
4	参加の方法がわからない	31	12.6%	42	9.9%
5	自分に合った活動がない	32	13.0%	64	15.1%
6	どのような活動があるのかわからない	41	16.7%	92	21.7%
7	誘われないから	20	8.1%	54	12.7%
8	一緒に参加する人がいない	34	13.8%	54	12.7%
9	健康・体力に自信がない	57	23.2%	69	16.3%
10	その他	38	15.4%	40	9.4%
	無回答	1	0.4%	3	0.7%
	非該当	353			
	回答者数	599		840	

※アンケートを回答した人数

- 「活動に参加する時間がない」の割合が37.3%と最も高く、次いで「必要性を感じない」が25.0%、「人間関係が面倒」が23.8%、「どのような活動があるのかわからない」が21.7%、「自分に合った活動がない」が15.1%となっています。

問12 問11にあるような地域活動を推進するために、今後、必要だと思うことは何ですか。
(○は3つまで)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	学校教育や社会教育などを通じて福祉教育を充実させる	111	18.5%	149	17.7%
2	地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする	151	25.2%	185	22.0%
3	地域活動に関する情報提供を充実させる	169	28.2%	266	31.7%
4	地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付ける調整の場や組織を充実させる	200	33.4%	269	32.0%
5	地域活動への参加方法等に関する学習機会を充実させる	47	7.8%	73	8.7%
6	地域活動に携わる人やリーダーの養成を充実させる	72	12.0%	104	12.4%
7	地域活動に関する相談・指導を行う専門職員を充実させる	68	11.4%	108	12.9%
8	地域活動の拠点となる場を整備する	102	17.0%	156	18.6%
9	地域活動への資金面の援助を充実させる	67	11.2%	139	16.5%
10	その他	14	2.3%	30	3.6%
11	特に必要ない	32	5.3%	103	12.3%
	無回答	144	24.0%	86	10.2%
	回答者数	599		840	

※アンケートを回答した人数

- ・「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結びつける調整の場や組織を充実させる」の割合が32.0%と最も高く、次いで「地域活動に関する情報提供を充実させる」が31.7%、「地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする」が22.0%、「地域活動の拠点となる場を整備する」が18.6%、となっています。

問13 あなたがこれまで行ったことのある福祉活動はどのようなことですか。
(あてはまるものすべてに○)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	現金の寄付・募金	345	57.6%	472	56.2%
2	物品の寄付・寄贈	91	15.2%	130	15.5%
3	寄付つき商品の購入※「寄付つき商品」・・・購入額の一部が寄付金として福祉の向上に役立てられるもの	116	19.4%	162	19.3%
4	チャリティイベントへの参加	147	24.5%	188	22.4%
5	その他	16	2.7%	23	2.7%
6	福祉活動は、したことがない	70	11.7%	186	22.1%
	無回答	112	18.7%	53	6.3%
		599		840	

※アンケートを回答した人数

・「現金の寄付・募金」の割合が56.2%と最も高く、次いで「チャリティイベントへの参加」が22.4%、「寄付つき商品の購入」が19.3%、「現物の寄付・寄贈」が15.5%、となっています。
また、「福祉活動は、したことがない」の割合は、22.1%となっています。

問14 あなたは普段の生活に関する情報をどこから入手していますか。(○は3つまで)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	市や社協の広報紙	366	61.1%	411	48.9%
2	新聞	380	63.4%	413	49.2%
3	テレビ	333	55.6%	452	53.8%
4	エフエムなよろ等のラジオ	28	4.7%	34	4.0%
5	ホームページやブログなど	66	11.0%	146	17.4%
6	SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス、ツイッター、ライン、フェイスブックなど)	39	6.5%	276	32.9%
7	チラシ、パンフレット類	152	25.4%	165	19.6%
8	ポスター	23	3.8%	31	3.7%
9	友人や知人、近所の人に聞く	191	31.9%	193	23.0%
10	その他	8	1.3%	17	2.0%
	無回答	17	2.8%	32	3.8%
	回答者数	599		840	

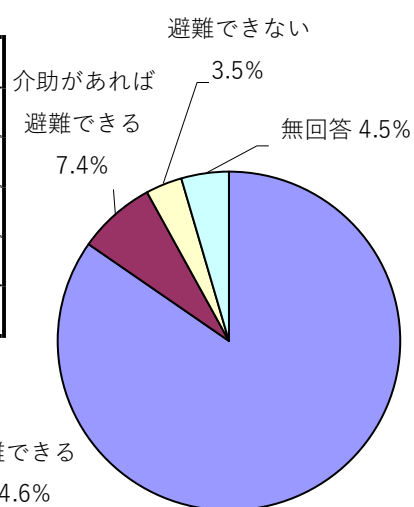
※アンケートを回答した人数

・「テレビ」の割合が53.8%と最も高く、次いで「新聞」が49.2%、「市や社協の広報紙」が48.9%
「SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス、ツイッター、ライン、フェイスブックなど)」が32.9%、となっています。

問15 地震や風水害などの災害時に、自分1人で避難できますか。(○は1つ)

No.	カテゴリー名	2016(前回)		2021(今回)	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	避難できる	599	100.0%	711	84.6%
2	介助があれば避難できる			62	7.4%
3	避難できない			29	3.5%
	無回答			38	4.5%
		599	100.0%	840	100.0%

※アンケートを回答した人数



・「避難できる」が84.6%、「介助があれば避難できる」が7.4%、「避難できない」が3.5%となっています。

《アンケート調査票》

第3期名寄市地域福祉計画・第5期名寄市地域福祉実践計画策定のための

アンケート調査票

問1 お住まいの地区は、どちらですか。(〇は1つ)。

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1. 名寄地区 | 2. 風連地区 | 3. 智恵文地区 |
|---------|---------|----------|

問2 あなたの性別はどちらですか。(〇は1つ)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問3 あなたの年齢はおいくつですか。(〇は1つ)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 18～19歳 | 2. 20～24歳 | 3. 25～29歳 | 4. 30～34歳 |
| 5. 35～39歳 | 6. 40～44歳 | 7. 45～49歳 | 8. 50～54歳 |
| 9. 55～59歳 | 10. 60～64歳 | 11. 65～69歳 | 12. 70～74歳 |
| 13. 75～79歳 | 14. 80歳以上 | | |

問4 現在の家族構成についてお答えください。(〇は1つ)

- | | | |
|-----------------|---------|---------------|
| 1. 一人暮らし | 2. 夫婦のみ | 3. 2世代世帯(親と子) |
| 4. 3世代世帯(親と子と孫) | 5. その他 | |

問5 名寄に居住して、延べ何年になりますか。(〇は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 2年未満 | 2. 2年以上5年未満 |
| 3. 5年以上10年未満 | 4. 10年以上 |

問6 現在、あなたのお住まいは次のどれですか。(〇は1つ)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 一戸建て |
| 2. 集合住宅(例: アパート、マンション、公営住宅 等) |
| 3. その他() |

問 7 前問のお住まいの居住年数を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 2年未満 | 2. 2年以上5年未満 |
| 3. 5年以上10年未満 | 4. 10年以上 |

問 8 今後、名寄から転出する予定はありますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 未定 |
|-------|-------|-------|

問 9 あなたは普段、ご近所の方と、どの程度お付き合いをしていますか。
(○は1つ)

- | |
|-------------------------|
| 1. 近所付き合いを、密にしている |
| 2. 困った時などに、近所の方に相談をする程度 |
| 3. あいさつをする程度 |
| 4. ほとんど付き合いがない |
| 5. その他 () |

問 10 あなたのご家庭は、町内会への加入をしていますか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| 1. 加入している | 2. 加入していない | 3. わからない |
|-----------|------------|----------|

1) 町内会への加入をしていないのはなぜですか。(○は3つまで)

- | |
|-----------------------------|
| 1. 町内会に加入するメリットがない、必要性を感じない |
| 2. 町内会などの地域での人間関係が面倒だから |
| 3. 町内会活動に参加する時間がない |
| 4. 町内会の加入方法がわからない |
| 5. 町内会で何をしているのかわからない |
| 6. 町内会に誘われていないので |
| 7. その他 () |

問 11 あなたは現在、お住いの地域や市内で、どのような地域活動に参加されていますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 町内会活動
2. 子ども会育成部の活動
3. 老人クラブの活動
4. 趣味、文化、教養などのサークル活動
5. スポーツのサークル活動
6. NPO やボランティア団体の活動
7. 近隣住民同士の支え合い活動（高齢者への声かけ・見守り・除雪など）
8. その他（ ）
9. 特に参加していない

（1）問 11 で「9. 特に参加していない」に○をつけた方にお聞きします。
地域活動に参加されていない理由を教えてください。（○は3つまで）

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1. 必要性を感じない | 2. 人間関係が面倒 |
| 3. 活動に参加する時間がない | 4. 参加の方法がわからない |
| 5. 自分に合った活動がない | 6. どのような活動があるのかわからない |
| 7. 誘われないから | 8. 一緒に参加する人がいない |
| 9. 健康・体力に自信がない | 10. その他（ ） |

問 12 問 11 にあるような地域活動を推進するために、今後、必要だと思うことは何ですか。(○は3つまで)

1. 学校教育や社会教育などを通じて福祉教育を充実させる
2. 地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする
3. 地域活動に関する情報提供を充実させる
4. 地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付ける調整の場や組織を充実させる
5. 地域活動への参加方法等に関する学習機会を充実させる
6. 地域活動に携わる人やリーダーの養成を充実させる
7. 地域活動に関する相談・指導を行う専門職員を充実させる
8. 地域活動の拠点となる場を整備する
9. 地域活動への資金面の援助を充実させる
10. その他 ()
11. 特に必要ない

問 13 あなたがこれまで行ったことのある福祉活動はどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 現金の寄付・募金
2. 物品の寄付・寄贈
3. 寄付つき商品の購入
※「寄付つき商品」・・・購入額の一部が寄付金として福祉の向上に役立てられるもの
4. チャリティイベントへの参加
5. その他 ()
6. 福祉活動は、したことがない

問 14 あなたは普段の生活に関する情報をどこから入手していますか。(○は3つまで)

1. 市や社協の広報紙
2. 新聞
3. テレビ
4. エフエムなよろ等のラジオ
5. ホームページやブログなど
6. SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス、ツイッター、ライン、フェイスブックなど）
7. チラシ、パンフレット類
8. ポスター
9. 友人や知人、近所の人に聞く
10. その他

問 15 地震や風水害などの災害時に、自分 1 人で避難できますか。(○は 1 つ)

1. 避難できる 2. 介助があれば避難できる
3. 避難できない

最後に、今後、住みよいまちづくりを進めていくためのご意見・ご要望等をご記入ください。

[illegible]

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

※封筒に無記名で入れ、令和3年8月10日(火)までに投函してください。

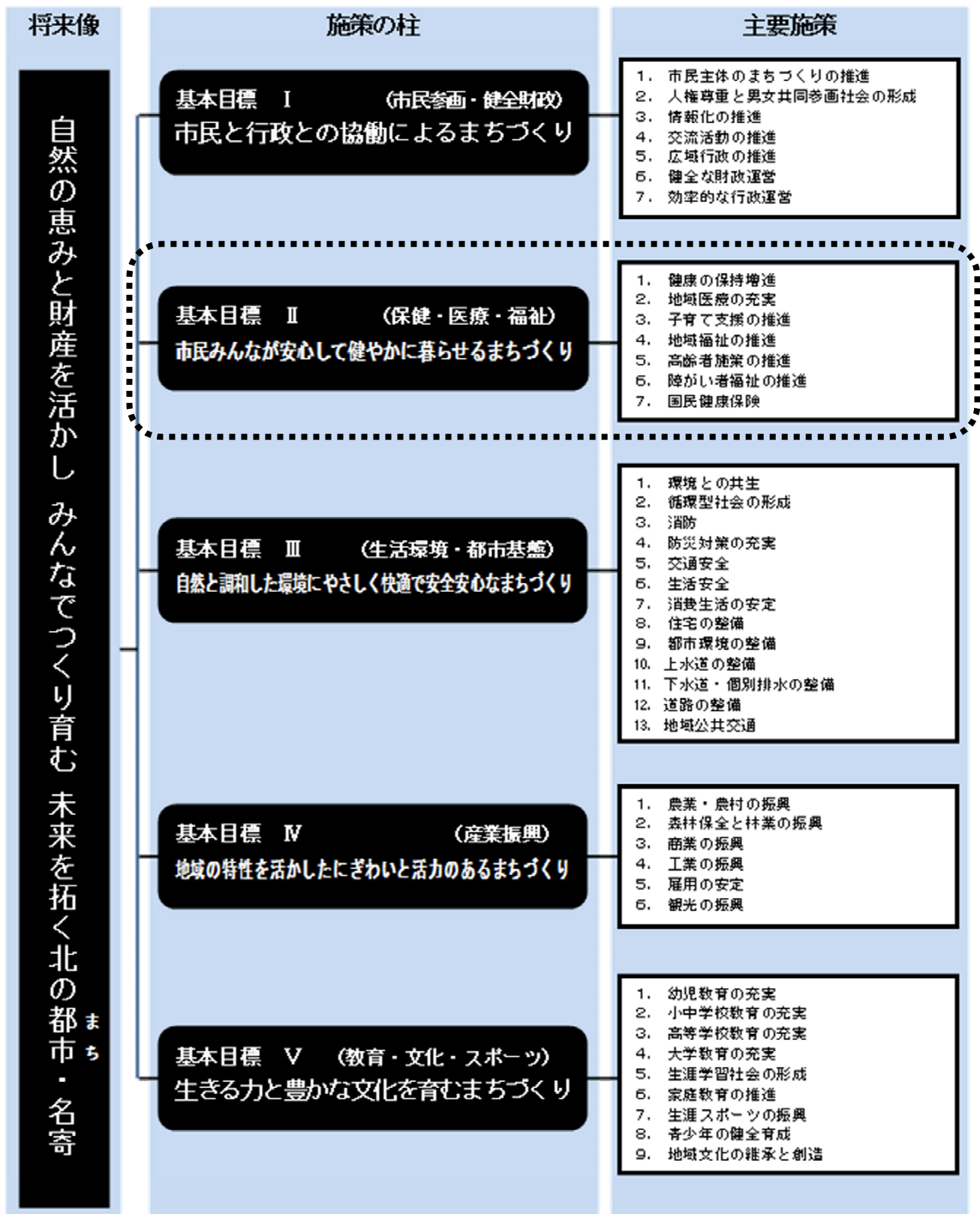
【資料2】

名寄市総合計画との関連性

《名寄市総合計画（第2次）2017-2026》

- ・名寄市総合計画（第2次）では、5つの基本目標を設定しています。

福祉分野は基本目標Ⅱで計画されており、地域福祉計画は総合計画と連動した目標体系としています。



【資料3】

名寄市保健医療福祉推進協議会

改正

平成22年 3 月31日規則第20号

平成22年11月12日規則第44号

平成29年12月25日規則第44号

令和 2 年 3 月31日規則第28号

名寄市保健医療福祉推進協議会規則

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関すること。
- (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。
(専門部会の設置)

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

- (1) 児童部会
- (2) 障がい者部会
- (3) 高齢者部会
- (4) 保健医療部会

- 2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の手続を経た者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 各部会長は、各専門部会委員の互選によるものとする。
- 4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。
- 5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年名寄市条例第43号）を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月12日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月25日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第28号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名寄市保健医療福祉推進協議会 委員名簿(令和3年度)

任期:令和2年4月1日～令和4年3月31日

役職名	氏 名	所 属 団 体 及 び 役 職	担当部局
会長	室野 晃一	名寄市立総合病院 院長	
副会長	吉田 肇	一般社団法人 上川北部医師会 顧問	
副会長	菊池 隆	名寄市町内会連合会 副会長	
委員	松崎 義昭	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 副会長	児童部会
委員	笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員会 委員長	児童部会 地域福祉部会
委員	加藤 紀子	名寄幼児教育・保育振興会 会長	児童部会
委員	東 巖	名寄身体障害者福祉協会 会長	障がい者部会
委員	横田 一真	社会福祉法人 名寄みどりの郷 施設長	障がい者部会
委員	尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	障がい者部会 地域福祉部会
委員	天野 信二	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会 事務局長	高齢者部会
委員	大野 元博	名寄市高齢者事業センター 常務理事	高齢者部会
委員	小川 進	名寄市老人クラブ連合会 会長	高齢者部会 地域福祉部会
委員	大野 洋子	名寄市保健推進委員協議会 会長	保健医療部会 地域福祉部会
委員	角尾ひとみ	名寄市保健推進委員協議会 副会長	保健医療部会
委員	加藤 隆	名寄市立大学保健福祉学部 副学長	保健医療部会

平成22年11月15日

(部会)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、名寄市保健医療福祉推進協議会規則（以下「規則」という。）第8条第1項の規定により、名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会（以下「地域福祉部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 地域福祉部会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、規則第8条第2項に掲げる者で構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、規則第8条第6項の規定による。

(協議事項)

第4条 地域福祉部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域における福祉サービスに関する事項
- (2) 計画の原案策定に関する事項
- (3) その他重要な地域福祉に関する事項

(部会長及び副部会長)

第5条 規則第8条第3項の規定により、部会長を置く。

2 副部会長は委員の互選によるものとし、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、地域福祉部会の運営に関し必要な事項は、部会長が地域福祉部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年11月15日から施行する。

名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会 委員名簿(令和3年度)

任期:令和3年7月7日～令和4年3月31日

No	氏 名	所 属 団 体	備 考
1	笹原 博幸	名寄市保健医療福祉推進協議会委員(児童担当)	部会長
2	尾谷 和久	名寄市保健医療福祉推進協議会委員(障がい者担当)	副部会長
3	小川 進	名寄市保健医療福祉推進協議会委員(高齢者担当)	
4	大野 洋子	名寄市保健医療福祉推進協議会委員(保健医療担当)	
5	大石 正子	医療法人 臨生会 介護老人保健施設そよかぜ館	
6	姉崎 久志	名寄市障害者自立支援協議会	
7	木田繁太郎	名寄市町内会連合会	
8	中村 幸尚	名寄市民生委員児童委員連絡協議会	
9	藤原 雄司	NPO 法人 なよろ観光まちづくり協会	
10	小笠原志朗	社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会	
11	小泉 隆文	名寄市立大学	
12	高橋 美紀	一般公募	

地域福祉計画策定に係る検討経過

会議名・開催日	内 容	備 考
名寄市保健医療福祉推進協議会 (令和3年5月11日)	・第3期名寄市地域福祉計画策定について ・名寄市長からの諮問	
第1回地域福祉部会 (令和3年7月7日)	・委嘱状の交付 ・地域福祉計画の概要説明とスケジュール確認 ・アンケート項目の確認	
アンケート調査 (令和3年7月21日 ～8月10日)	・地域福祉計画策定のための基礎資料収集として、名寄市民2,000人を対象にアンケートを実施	
第2回地域福祉部会 (令和3年10月12日)	・アンケート結果の考察 ・素案の検討	
第3回地域福祉部会 (令和3年10月25日)	・素案の検討	
第4回地域福祉部会 (令和3年11月22日)	・素案の検討	
名寄市保健医療福祉推進協議会 (令和3年12月2日)	・第3期名寄市地域福祉計画（案）について ・名寄市長への答申	
パブリックコメント (令和3年12月 日 ～令和4年1月 日)	・広く市民の意見を把握し計画に反映させていくために実施	

こどもの遊び場整備事業について（別添の図面参照）

（1）オープン式及び利用について

- ・利用開始：12月1日9時45分 オープン式
（11月30日10時～12時 プレオープン）
- ・利用時間：午前10時から午後5時
①10:00～12:00、②12:30～14:30、③15:00～17:00
- ・利用者：小学生以下及びその保護者（保護者同伴とする予定）
※小学生低学年以下の利用を想定した遊具を設置
- ・定員：各クール 子供25人、大人25人（入替制）
- ・予約制：インターネットでの予約
- ・休所日：毎月第4木曜日

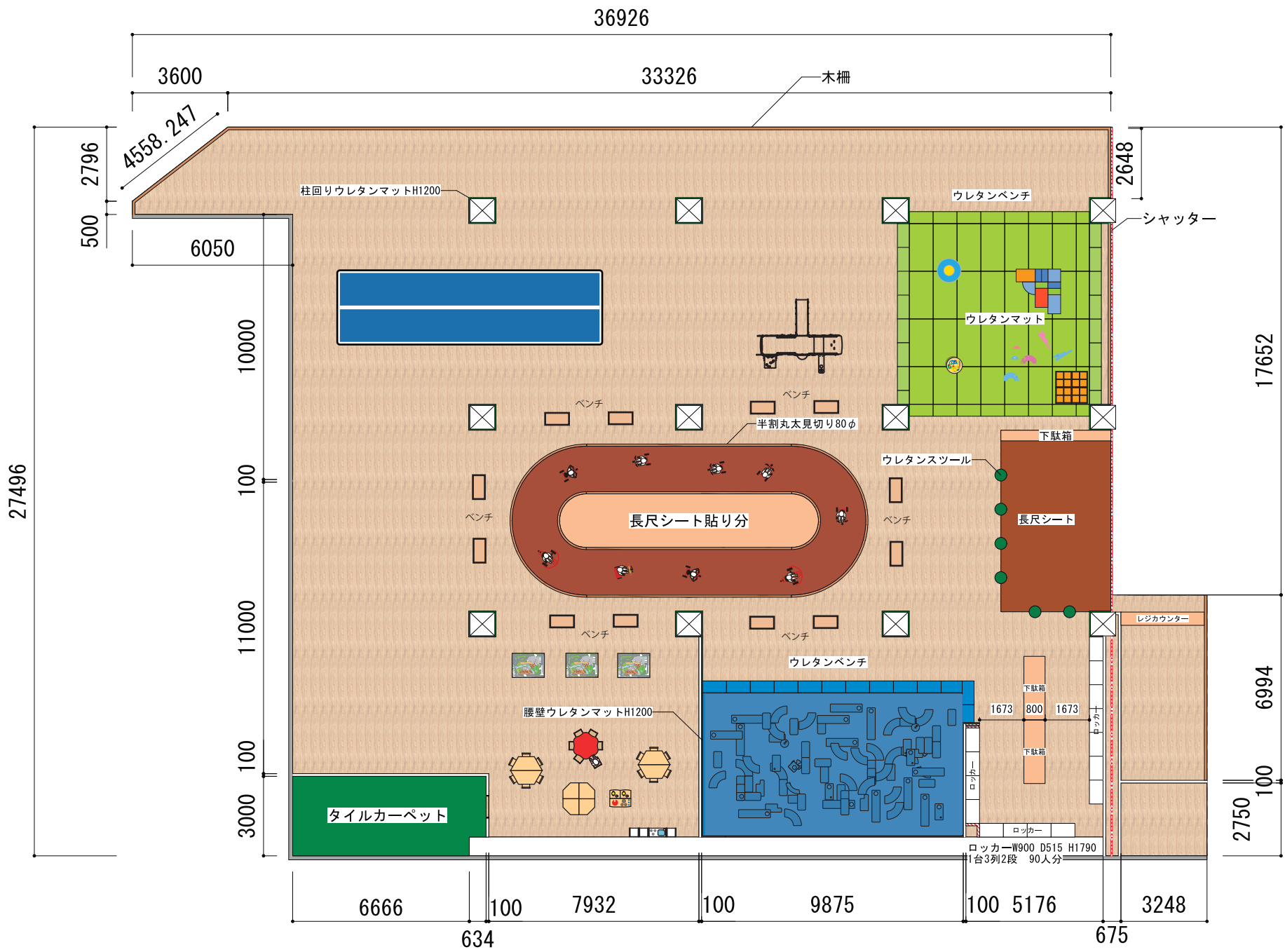
（2）愛称について

街中に親子が集える場となり、安心して子どもと遊び、子育てを楽しんでいただける空間となるよう、利用する市民の皆さまに親しまれる愛称を募集しました。

104件の応募があり、11月12日に愛称選考委員会を開催し愛称を決定しました。

名寄市こどもの遊び場 愛称：「にこにこらんど」

応募者；名寄市 山田 莉子さん





令和3年 12月1日オープン 名寄市こどもの遊び場 『にこにこらんど』

第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画において実施したアンケート結果から、「屋外・屋内の遊び場・活動の場の充実」が必要ととらえ、子どもたちが雨や雪を気にすることなく、元気に遊ぶことができる屋内遊戯場を西條名寄店2階に整備しました。

利用にあたっては、インターネットで事前予約が必要ですのでご注意ください。

利用時間等

場 所 西條名寄店2階（名寄市西4条南8丁目1番地）
開館時間 10時～17時
利用時間 ①10時～12時、②12時30分～14時30分、③15時～17時
利用方法 予約制・入替制（当面、各クール 子ども25人、大人25人）
予約方法 ㈱西條のホームページから事前に予約してください。
休 所 日 毎月第4木曜日、1月1日～3日
利 用 料 無料
対象年齢 0歳～小学校6年生まで（要保護者同伴）



※利用上の注意

- ・利用には登録が必要（初回のみ）です。
- ・0歳～小学校6年生までのお子様と1人以上の保護者（20歳以上の保護者に準ずる方を含む）の方が一緒に入場する場合に利用できます。お子様のみ、または大人のみ場合は利用できません。
- ・お子様を預かる施設ではありません。お子様の安全管理は保護者の方の責任となりますので、お子様の側を離れないようにお願いします。
- ・中学生以上かつ20歳未満の方は、保護者の方が一緒の場合でも入場できません。
- ・荷物の管理は、利用者の自己責任となります。汚損や破損、紛失などについては、一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ・飲酒、喫煙、ペットの同伴、危険物の持ち込みは禁止とします。
- ・政治、宗教、営業活動および勧誘行為は禁止とします。
- ・利用者同士の事故・トラブルなどについて、一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ・携帯電話・スマートフォンは、電源をお切りになるかマナーモードに設定の上、通話は極力ご遠慮ください。
- ・使用済み紙おむつなど全てのゴミは、持ち帰っていただくこととしています。
- ・遊戯場内は土足禁止です。裸足または靴下で利用してください。
- ・保護者が大型遊具などの利用することはご遠慮ください。
- ・遊戯場のおもちゃなどの物品を場外へ持ち出すことは禁止します。また、個人の遊具の持ち込みも禁止します。
- ・飲み物の持ち込みは可能ですが、水分補給は見守りベンチなどの休憩スペースでお願いします。
- ・食べ物を遊戯スペースに持ち込んで食べることはできません。



予約サイト QRコード

◆医療介護連携情報共有 ICT事業について

(1)これまでの経過

※令和3年3月	ネットワークシステム導入完了
2月～	先行トライアル開始
5月	先行トライアル実施による振り返り（良い点、課題の抽出）
6月	病院、歯科、調剤薬局、介護事業所への説明会実施
7月～	本格運用開始

(2)ネットワーク運用状況

①参加施設

介護施設：37、調剤薬局：7、歯科：4、病院・診療所：7 合計56施設（市含む）

②登録

Team同意書 774 件、ID-LINK：845 件（11月1日現在）

③成果・効果（参加事業所等からの報告から）

〈居宅介護支援事業所〉

→コロナ禍で病院に入院していても面会ができないということで在宅療養に切り替えた利用者がおり、往診した状況を Team で情報提供してくれたことにより、ケアマネ・介護事業所等も把握でき、心強く感じた。医療機関や他事業所との連携がスムーズになり、勤務先に戻ることもなく出先（病院など）で利用者の情報を得ることができたり、その場で記録することで、帰庁後の作業軽減につながった。

〈訪問看護事業所〉

→職場に出勤したらまず Team の新着通知を見て、今日どう動くかを確認している。前日にケアマネジャーに報告・相談した返事が返っているので、訪問の必要性がすぐに判断できる。訪問報告はこれまで事務所内での情報共有のためだけに記録していたが ICT ができて関係先や医師にも見てもらえるようになり安心感につながっている。
医師を含む連携先との情報共有がうまくいっている利用者さんから、「みんなで情報を共有して、対応してくれていることや自分を見守ってくれていることが嬉しい」との感想をいただいた。更には「医師にも同じ説明の必要が無くなり、聞きたいことを話せるようになった」とのお話もあった。

〈地域包括支援センター〉

→総合相談で初回に窓口に来られた方について、同意の下で ID-LINK にアクセスして医療情報を把握して相談業務に役立てている。
患者総合支援センター（市立病院）との連携において、これまでは電話での連絡が主であり、担当者が不在の場合に調整に時間を要していたが、Team 連携でスピードアップが図れるようになった。コロナ禍で本人と面会できない中、ICT で状況を把握でき、非常に役に立った。
地域包括支援センター・居宅介護支援事業所間の連携では、要支援対象者の介護予防プランを居宅介護事業所に委託しているが、これまでは紙ベースのやり取りだったものが、Team でオンラインでのやり取りに切り替えて効率化できた。

〈名寄市立総合病院医師〉

→外来診療時に電子カルテの横にタブレットを置いて Team も事前に見るようにしている。
患者さんにも見えているよと伝えていけると安心感を持ってもらえるようで喜ばれる。
慢性心不全増悪の患者で、Team を使用し介護施設と連携して見守りするようにした以降、再入院がなくなった。これまで年に2、3回は増悪して入院していた患者だったが、介護メンバーも何に注目したらよいかわかるようになったため、見守りの質があがっているように思う。

〈全体的な効果〉

- 市立総合病院の情報公開により、ケアマネジャー、訪問看護、地域包括の医療情報取得が容易になった。入院中の治療内容、救急搬送の経過、病名病歴アレルギーなどの情報把握がスピーディーにできた。
- 薬局の調剤データの公表により、利用者の服薬管理が容易になった。通所・訪問介護においてもTeamで薬、検査データが参照できる。
- 市立総合病院の入退院調整における患者総合支援センターとケアマネジャー、地域包括、訪問看護の連携により効率化が図られた。
- 介護多職種連携におけるケアマネジャーの負担軽減が期待される。
- 市と介護施設における手続き、情報開示、報告などのペーパーレス化の試みにより、業務軽減、経費節減につながる。

共有できる情報	ID Link	Team	経過観察・申し送り事項
事務局 地域包括支援C 介護保険係 高齢福祉係		住民基本台帳情報 介護認定情報 主治医意見書 緊急連絡先 担当ケアマネ、事業所名 利用介護サービス	
市立病院	処方、注射、検体検査、画像 文書（入院治療内容）＊	処方、検体検査	
公開施設	処方、検体検査 文書（手動でUP）	処方、検体検査	
調剤薬局	調剤	調剤	
居宅介護支援(事)		フェイスシート ケアプラン、アセスメント	
介護サービス		訪問看護報告書、 介護サービス計画書など	

(3) 今後の取り組み

- ①Team 及び ID-LINK の操作方法の周知
 - 操作説明マニュアル作成、操作に関する研修会開催（今年度中に実施予定）
- ②医療と介護の連携の課題や対応策について検討するワークショップ等の開催
 - 医療介護連携事例検討会の開催（令和4年2月予定）
- ③ICT 利用に関するアンケート調査と結果報告
 - 令和4年3月までに実施予定
- ④セキュリティ研修
 - 専門家によるセキュリティ研修会の開催（年1回：来年度から開催予定）
- ⑤医療介護連携の推進
 - グッドケースの積み上げ、医療介護関係者同士の「顔の見える関係づくり」
在宅医療、介護や多職種連携に関する市民周知 など